

会計監査人の評価及び選定基準策定に関する 監査役等の実務指針

2015 年 11 月 10 日

改定 2017 年 10 月 13 日

最終改定 2023 年 12 月 21 日

公益社団法人日本監査役協会

会計委員会

「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」 (改定版)の公表について

2023 年 12 月 21 日

公益社団法人日本監査役協会は、2015 年 11 月に「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を公表し、その後、2017 年 3 月に監査法人の組織的な運営に関する原則（以下、「監査法人のガバナンス・コード」という）の制定を受けた改定を行った。そして今般、2021 年 11 月に「監査に関する品質管理基準」（以下、「品質管理基準」という）の改訂がなされたことを受けて、再度本実務指針の改定を行った。

改訂品質管理基準では、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されている。これは、従来のように予め定められた一定の品質管理の方針及び手続の整備を求めるのではなく、品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害するリスクを識別して評価を行い、評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施することを求めるものである。本実務指針も、かかる品質管理基準の改訂を受けて、会計監査人の評価及び選定に当たり必要と考えられる項目について修正を行った。

改定に際しては、会計委員会で検討を行い、改訂品質管理基準への対応に加え、監査上の主要な検討事項（KAM）の導入、倫理規則の改訂、公認会計士法改正による上場会社監査に関する登録制の導入、上場会社の監査事務所に対する監査法人のガバナンス・コードの受入れによる監査事務所の情報開示の充実等、前回改定以降の法規範及び日本公認会計士協会による各種実務指針、並びに当協会公表物等の改定内容を踏まえた修正を行い、評価項目の充実を図った。

本実務指針が、会計監査人の評価及び選定に当たり、実務の参考になれば幸いである。

【第 50 期 会計委員会】

(敬称略、肩書は検討当時のもの)

委員長	塩谷 公朗	三井物産(株) 常勤監査役
専門委員	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科 教授
専門委員	結城 秀彦	日本公認会計士協会 常務理事
委員	丹羽 卓三	タキヒヨー(株) 取締役常勤監査等委員
委員	小口 光義	(株)マルチブック 常勤監査役
委員	中島 功	東京ガス(株) 取締役監査委員
委員	丸山 誠司	(株)I H I 常勤監査役
委員	中村 匡秀	ホーチキ(株) 常勤監査役
委員	後藤 敏文	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局	佐藤 秀和	(公社)日本監査役協会
事務局	小平 高史	(公社)日本監査役協会
事務局	新井 義洋	(公社)日本監査役協会
事務局	岡田 倫太郎	(公社)日本監査役協会

目次

はじめに	1
第1部 会計監査人の評価基準策定に関する実務指針	5
第1 監査法人の品質管理	7
第2 監査チーム	13
第3 監査報酬等	20
第4 監査役等とのコミュニケーション	24
第5 経営者等との関係	27
第6 グループ監査	29
第7 不正リスク	31
第2部 会計監査人の選定基準策定に関する実務指針	35
第1 監査法人の概要	36
第2 監査の実施体制等	40
第3 監査報酬見積額	42
〈付録〉	43
「会計監査人の評価基準項目例の時系列表示」	43
監査調書例	51
用語解説	55
参考図	58
登録上場会社等監査人が公表する情報	59
〈別紙〉会計監査人の選解任又は不再任議案の決定に関する監査役等のベストプラクティス（時系列整理）	60

はじめに

第1 本指針の趣旨及び位置付け

1 本指針の趣旨

(1) 策定の経緯

監査役若しくは監査役会、監査委員会、又は監査等委員会（以下、「監査役等」という）は、会計監査人の各事業年度の計算関係書類の監査の方法と結果の相当性を判断し、かつ、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項について、監査報告に記載しなければならない¹。

また、監査役等には株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任議案の内容の決定権が付与されており、会計監査人の独立性確保の観点から、監査役等の果たす役割はますます重要となっている。さらに、上場会社に適用されるコーポレートガバナンス・コードの基本原則3において、情報開示の重要性とともに開示される情報が正確で有用性の高いものとなることが求められており、適切な監査の確保に向けて監査役会が会計監査人の選定及び評価の基準を設けること等が規定されている（補充原則3-2①）。

本指針は、上述のとおり、適切な監査の確保に向け、監査役等が会計監査人を評価及び選定するに際し留意すべき点を、指針として供するものである。

(2) 本指針の目的

会計監査人の評価及び選定においては、各社の規模、業種、子会社及び海外展開の有無等、置かれている環境により考慮すべき事項やその重要度は異なるため、一律の基準を設けることは難しい。また、コーポレートガバナンス・コードにおいては、各原則の適用はそれぞれの会社が自らの置かれた状況に応じて工夫すべきものとされている。

本指針は、基準の策定において考慮すべき事項として重要なものをできる限り多く取り上げるよう努めた。各社が会計監査人の評価及び選定を行うに際して、また各社における会計監査人の評価及び選定の基準の策定に際して、自社の置かれている環境や会計監査人である監査法人の規模等の個社の事情を念頭に、取捨選択若しくは調整のうえ活用されることを期待したものである。

また、監査の品質向上の観点から会計監査人の評価及び選定の在り方は国際的にも関心を集めている。米国をはじめとした各国において会計監査人の評価及び選定に関する指針等が公表されており²、本指針策定においても、それらの公表物を参考とした。さ

¹ 会社計算規則第127条第2号及び同条第4号、第128条第2項第2号、第128条の2第1項第2号、第129条第1項第2号

² Association of Audit Committee Members, Inc ほか「Audit Committee Annual Evaluation of the External Auditor」（2012年10月）、カナダ公認会計士協会「Annual Assessment of the External

らに、会計監査人の監査の品質や実効性の向上に関する議論や制度改定等の環境変化に応じ、本指針はこれまでに複数回の改定を行っているが、引き続き、監査品質のさらなる向上を目指して適宜内容の見直しを重ねていくことを想定している。

2 本指針の位置付け

当協会からは、会計監査人の評価及び選定のほか会計監査人との連携に関連するものとして、本指針のほか、以下の基準・指針等を公表している。

まず、監査役等の監査に当たっての基準及び基本的な行動の指針を定めた「監査役監査基準」³がある。また、会計監査人との相互連携の在り方を示し、情報交換すべき具体的な連携の方法・時期等を定めた「会計監査人との連携に関する実務指針」⁴、監査役等としての会計監査人の選解任等の議案決定権行使に対する考え方及び実務対応を示した「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役の対応指針」⁵があり、それぞれ会計監査人の評価及び選定に関する基本的なプロセスが記載されている。加えて、会計不正防止の観点から三様監査における監査の実効性を高めるための提言を行った会計委員会報告書「会計不正防止における監査役等監査の提言－三様監査における連携の在り方を中心に－」⁶においても、会計監査人の評価の重要性が取り上げられており、さらに、法令及び当協会指針を含む各種の指針並びに監査役等の実務の実態を踏まえ監査役等監査の実施事項を整理した「監査役監査実施要領」⁷が存在する。

本指針は、会計監査人を評価及び選定するに際しての留意点を詳細に列挙するものであるが、会計監査人の評価は会計監査人との連携とも密接に関連するものであるから、監査役等の実務においては、上記の基準・指針等を併せて参照されたい。

第2 評価基準策定に際しての留意点

1 会計監査人の監査の相当性判断との関係

監査役等は、会社法上、会計監査人の各事業年度の計算関係書類の監査の方法と結果の相当性を判断し、かつ、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しても監査報告に記載する。そのため、監査役等は、この職務を遂行するために事業年度を通して会計監査人との連携を確保し、主体的に会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を把握し、相

Auditor」(2018年9月)など。

³ 月刊監査役第730号臨時増刊号

⁴ 月刊監査役第725号別冊付録

⁵ 月刊監査役第639号146頁～

⁶ 月刊監査役第662号別冊付録

⁷ 月刊監査役第751号

当性の判断を行わなければならない⁸。会計監査人の監査の相当性判断の過程で得られたこれらの情報は、会計監査人の評価と密接に関連することから、会計監査人の評価においても重要な情報となる。

2 評価の実施時期

前述のとおり、会計監査人の評価は、事業年度中に得られる情報を基に行われるものである。通常、監査役等は、期中の会計監査人との連携や会計監査人による事業所往査への立会や、会計監査人の事務所への訪問等を通じた評価を継続して行い、再任手続において最終判断を実施する。また、会計監査人との連携に際し、会計監査人に対し改善事項等の指摘を行うこともあるが、これらの指摘に対し会計監査人がどのような対応をとるかについても評価に際しては重要なポイントとなる。

第3 選定基準策定に際しての留意点

選定基準が必要となる場合としては、新規に会計監査人を設置する場合、会計監査人設置会社において会計監査人を解任又は不再任とする場合、若しくは会計監査人が辞任した場合などが想定される。それぞれの局面に応じて選定に充てることのできる期間が異なるため、監査役等としては事前に選定基準を定めておき、手順について執行部門と確認しておくことが望まれる。

なお、後任となる会計監査人に対して十分な引継期間を設けることは円滑な監査を確保するために重要であり、監査役等は会計監査人間の引継に関する方針及び手続について説明を受ける必要がある。

第4 本指針の利用に際して

「第1部 会計監査人の評価基準策定に関する実務指針」においては15項目の評価基準を記載している。そして、各項目について、大枠としての「基本項目」、それを具体的に細分化した「詳細項目」に加えて「評価方法」をそれぞれ記載するとともに、原則として「詳細項目」に対応する形で関連する確認・留意すべき事項の例、関連する基準等を解説として補足してある。また、「第2部 会計監査人の選定基準策定に関する実務指針」においては、7項目の選定基準を記載し、各項目について関連する確認・留意すべき事項の例を補足してある。なお、本指針末尾に評価項目を時系列に整理した実務参考例、監査調書例等を記載したので、各社の実情に応じた評価基準を策定いただきたい。

本指針に記載されている事項については、監査法人の内部の状況など監査役等が直接確認することが難しい事項も多い。そうした監査役等が直接確認することが難しい事項について

⁸ 「監査役監査実施要領」月刊監査役第751号（2023年6月臨時増刊号）153頁

は、監査法人に説明を求め、その説明内容が趣旨に適うものか、監査役等の理解・認識と整合的かどうかを確認することが必要となる。

（注）会計監査人の資格を有するのは、公認会計士又は監査法人であるが、実態はほとんどが監査法人である。本文中、特に監査法人としての体制に言及する場合は、「監査法人」と表記し、それ以外については、「会計監査人」と表記している。

第1部 会計監査人の評価基準策定に関する実務指針

会計監査人の評価基準項目例

第1 監査法人の品質管理

- 1-1 監査法人の品質管理に問題はないか。
- 1-2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。

第2 監査チーム

- 2-1 監査チームは独立性を保持しているか。
- 2-2 監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。
- 2-3-1 監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成されているか。
- 2-3-2 監査チームはリスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。

第3 監査報酬等

- 3-1 監査報酬(報酬単価及び監査時間を含む)の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。
- 3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。

第4 監査役等とのコミュニケーション

- 4-1 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。
- 4-2 監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。

第5 経営者等との関係

- 5-1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。

第6 グループ監査

- 6-1 海外のネットワーク・ファームの監査人又はその他の監査人がいる場合、特に海外における不正リスクの重要性が高まっていることに鑑み、十分なコミュニケーション

が取られているか。

第7 不正リスク

- 7-1 監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な考慮がなされているか。
- 7-2 監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。
- 7-3 不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。

第1 監査法人の品質管理

評価項目

1-1 監査法人の品質管理

【基本項目】

監査法人の品質管理に問題はないか。

【詳細項目】

- ①リスク評価プロセスの構築・運用状況
- ②ガバナンス及びリーダーシップ（監査法人の組織体制）
- ③独立性の保持を中心とした職業倫理の遵守状況（非保証業務、報酬等）
- ④監査契約の新規締結及び更新時の対応
- ⑤業務実施時の対応
- ⑥監査法人の業務運営に関する資源の活用状況
- ⑦法人内外での情報の収集と伝達に係る対応
- ⑧品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの整備・運用状況
- ⑨品質管理における監査法人が所属するネットワークへの対応
- ⑩品質管理システムの評価
- ⑪監査法人間の引継

【評価方法】

《監査契約の新規締結又は更新時》

- ・品質管理システムに係る概要書を受領し、説明を受ける。更新時には、前年度との比較で重要な変化があった項目について特に説明を求める等、過去の情報（過年度の監査で得た知識）を活用することも検討する。

《期末》

- ・会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知を受ける。
（契約締結・更新時にした品質管理体制の変更の有無、変更がある場合はその内容の確認）
- ・監査報告受領時に、監査業務に係る監査法人の審査での論点等の聴取・確認

《その他》

- ・「監査法人のガバナンス・コード」に基づく外部説明文書、公認会計士法に基づく説明書類、及び登録上場会社等監査人が公表する情報（付録参照）の参照とそれに基づく意見交換

監査法人は、監査業務の質を、主体的に管理し、合理的に確保するために、監査法人が実施する業務の内容及び状況並びに監査法人の性質及び状況を考慮した上で、職業的専門家としての判断に基づき、品質管理システムを適切に整備し、運用しなければならない（「監査に関する品質管理基準」（2021年11月19日企業会計審議会））。

一方、品質管理は、監査法人の内部の状況も含め監査役等が直接確認することが難しい事項が多い。そこで、監査役等は、監査法人より品質管理システムに係る概要書を受領し、下記事項について前回説明受領時からの変更点等を含め、整備・運用の内容について説明を受け、整備・運用が十分に行われているかを確認する⁹。

なお、内容によっては監査役等にとって、整備・運用が十分であるかどうかの確認が困難なものがあることも考えられ、そのような場合は整備・運用が十分であることについての監査法人の表明も重要である。

公認会計士法（2022年5月18日公布、2023年4月1日施行）においては、上場会社等の監査に係る登録制度が定められ、上場会社等監査人名簿に登録された監査人（登録上場会社等監査人）のみが上場会社の監査を担当することとされている。登録上場会社等監査人については、その他の監査人が通常備えるべき業務管理体制（公認会計士法第34条の13）に加えて、登録上場会社等監査人として整備しなければならない業務管理体制の整備とともに、当該体制の状況、評価結果及び適用状況を「公表する体制」の整備が求められる（公認会計士法第34条の14、公認会計士法施行規則第93条、95条及び96条）。

監査人が登録上場会社等監査人である場合¹⁰には、業務管理体制及び品質管理体制を評価するに際して、当該「公表する体制」に基づき公表される情報を参考にして監査法人と積極的な意見交換を行うことが望ましい（付録「登録上場会社等監査人が公表する情報」参照）。

⁹ 「監査に関する品質管理基準」（2021年11月19日企業会計審議会）は、2023年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間（公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間）に係る財務諸表の監査から実施することとされ、品質管理システムの評価については、当該品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる（ただし、早期適用を妨げない）。そのため、当該品質管理基準の適用開始時には、品質管理システムの整備・運用については、一般に、前回説明受領時からの変更点が多く生じることが想定される。

¹⁰ 自社が上場会社でない場合であっても、自社の監査人が上場会社である他社を監査しているときには、監査人が登録上場会社監査人として公表する情報を利用することができる。

関連する確認・留意すべき事項

※以下は、「監査に関する品質管理基準」において示されている項目を基に、監査役等の立場から監査法人に対して確認することが考えられる事項を列記したものである。

※全ての項目について網羅的に説明を求めるのではなく、監査役等の視点で重要と思われる事項や懸念のある事項にウエイトを置いて確認をすることが望ましい。

1	①リスク評価プロセスの構築・運用状況 監査法人は、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクへ対処からなるリスク評価プロセスを整備し、運用しているか。
2	②ガバナンス及びリーダーシップ（監査法人の組織体制） 監査法人が以下について取り組んでいるか。 (1) 経営機関の方針の浸透や十分な意見交換を可能とする健全な組織風土の醸成 (2) 最高責任者等の品質に関する説明責任を含む責任の明確化 (3) 最高責任者等が果たすべき主導的役割の明確化 (4) 実効的な経営機関及び監督・評価機関等を含む適切な組織構造と職務分掌の構築と運用 (5) 業務運営に関する資源の適切な利用
3	③独立性の保持を中心とした職業倫理の遵守状況（非保証業務、報酬等） 1. 監査法人及びその専門要員等並びに当該監査法人が所属するネットワーク等による職業倫理の遵守や独立性の保持について取り組んでいるか。 2. 職業倫理の遵守や独立性の保持に対する脅威を識別して評価し、それに対処するための方針又は手続を定めているか。また、職業倫理に抵触する事項や独立性を侵害する事項を発見して対処するための方針又は手続を定めているか。 3. 監査業務への長期間の関与に関して、独立性の保持に向けた規準の設定やローテーションの義務付け等の対策を講じているか。 4. 倫理規則において求められている非保証業務の提供及び報酬に係る規律の遵守に関する方針及び手続を定めているか。
4	④監査契約の新規締結及び更新時の対応 監査法人が以下について取り組んでいるか。 (1) 監査契約の新規の締結及び更新に際し、監査業務の内容、経営者の誠実性、監査法人の能力等を考慮すること (2) 監査法人の財務上及び業務上の目的を優先することなく、適切に判断すること
5	⑤業務実施時の対応 1. 監査法人が以下について取り組んでいるか。 (1) 監査実施の責任者及び監査業務に従事する補助者による責任ある業務遂行 (2) 補助者に対する適切な指揮、監督及び監査調書の査読 (3) 職業的専門家としての適切な判断並びに懐疑心の保持及び発揮

	(4) 監査業務に関する文書の適切な記録及び保存 (5) 専門性の高い事項に係る見解の問合せと当該見解の十分な検討 (6) 監査チーム内又は監査チームと審査の担当者等との間の監査上の判断の相違の適切な解決 2. 原則として全ての監査業務について、方針又は手続を定めた上で審査が行われているか。また、監査法人が、審査担当者としての職業倫理を遵守した上で、審査担当者が客観性及び独立性を保持し、適時適切な審査を行っていることを確かめているか。
6	⑥監査法人の業務運営に関する資源の活用状況 1. 監査法人が以下に代表される業務運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分について取り組んでいるか。また、監査チームによるこれらの資源の適時適切な利用が可能となっているか。 (1) 人的資源 (2) テクノロジー資源 (3) 知的資源 (4) サービスプロバイダー 2. 監査法人が構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるような工夫を行っているか。
7	⑦法人内外での情報の収集と伝達に係る対応 1. 監査法人が以下について取り組んでいるか。 (1) 監査法人の内外からの適時の情報収集 (2) 情報交換に係る責任を認識させ強化する組織風土の醸成 (3) 監査法人及び監査チームによる監査法人の内外との適時の伝達 2. 監査役等との品質管理システムに関する協議について、内容、時期及び形式を含めた方針又は手続を定めているか。
8	⑧品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの整備・運用状況 監査法人が以下について取り組んでいるか。 (1) 品質管理システムに対する日常的な監視と完了した監査業務の定期的な検証等のモニタリング、発見事項の評価及び不備に対する改善活動に係るプロセスの整備・運用 (2) 品質管理の向上に向けた継続的な取組みと定期的な実効性の評価
9	⑨品質管理における監査法人が所属するネットワークへの対応 品質管理システムにおいてネットワークの要求事項を適用し、又は業務運営に関する資源等を利用する場合に、監査法人としての責任を理解した上でその方法を決定しているか。
10	⑩品質管理システムの評価 少なくとも年に一度、基準日を定めた品質管理システムの評価が行われ、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証が得られているか。
11	⑪監査法人間の引継 前任の会計監査人である監査法人からの引継に関し、交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要事項に関する問合せのための方針又は手続を定め、取り組んでいるか。

評価項目

1-2 日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果

【基本項目】

監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。

【詳細項目】

- ①検査における品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに対応状況
- ②懲戒処分等がなされた場合にはその内容等
- ③品質管理レビューの実施結果とその結果に基づく措置
- ④改善状況の確認結果
- ⑤品質管理に関する不備事項の有無、及び不備事項があった場合はその内容と対応状況

【評価方法】

《監査契約の新規締結又は更新時》

- ・レビュー報告書等の内容及び対応状況について伝達を受ける。また、公認会計士・監査審査会の検査結果についても説明を求める。

《期中》

- ・会計監査人から監査役等への報告事項や情報提供の範囲にレビュー又は検査の結果を含めることにより、適宜報告を受け評価する。

関連する確認・留意すべき事項

- | | |
|---|---|
| 1 | <p>品質管理レビューにおける改善勧告事項又は検査による指摘事項がある場合は既に改善済みか、若しくは根本的な原因分析に基づく適切な改善計画が策定されているか。</p> <p>なお、改善勧告事項及び指摘事項の重要性と対応状況は、監査役等のその後の対応に影響するだけでなく、評価にも反映されるべきである（例えば、重要性が低い事項であれば十分に対応されていなくても評価に影響しない一方、重要性の高い事項について十分に対応されていなければ、評価を下げる要因となる）。</p> |
|---|---|

関連基準等

監査法人は、少なくとも、公認会計士法上の大会社等の監査、会計監査人設置会社の監査、信用金庫、信用協同組合及び労働金庫の監査のいずれかに該当する監査の場合は、監査法人の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に書面で伝達しなければならず、これには、規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等の内容、監査法人の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果が含まれるとされる（日本公認会計士協

会、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」《Ⅱ》《(2)》16)。

公認会計士・監査審査会による検査結果及び日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果について監査役等に伝達されるのは以下の項目である。

① 公認会計士・監査審査会による検査結果^{11 12}

- ・直近の検査結果通知書の日付。過去に受領していない場合はその旨。
- ・監査法人の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに監査法人の対応状況
- ・検査の対象業務として選定されたかどうかの事実

② 日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果

- ・規制当局又は日本公認会計士協会による懲戒処分等を受けた場合には、通知、指示又は勧告があった日並びに対象、内容及び理由
- ・直近の品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の日付。過去に受領していない場合はその旨。改善状況の確認結果報告書の日付。
- ・品質管理レビュー（改善状況の確認を除く。）の実施結果及びその結果に基づく措置。改善状況の実施結果（改善の不十分な事項のある確認結果の場合にはその内容を含む。）及びその結果に基づく措置。
- ・監査法人における品質管理に関する極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項（P55 参照）の有無、当該事項があった場合は、その内容の要約及び監査法人の対応状況
- ・品質管理レビューの対象業務として選定されたかどうかの事実

また、会社が検査又は品質管理レビューの対象であった場合は、以下の項目が追加される。

① 公認会計士・監査審査会による検査結果

- ・当該監査業務における品質管理に関する指摘の有無、指摘があったときは、その内容及び対応状況

② 日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果

- ・当該監査業務における品質管理に関する限定事項及び改善勧告事項の有無、当該事項があったときは、その内容の要約及び対応状況

なお、検査結果通知書の取扱いや、検査結果及び検査関係情報の検査先以外への第三者への開示については、公認会計士・監査審査会から公表されている「検査結果等の第三者への開示について」「検査結果等の第三者への開示に関するQ&A」を参照されたい。

※日本公認会計士協会品質管理レビューと公認会計士・監査審査会によるモニタリングの関係については、巻末〈参考図〉を参照のこと。

¹¹ 公認会計士・監査審査会では、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）に着手した検査から、監査法人が検査結果の内容を監査役等に書面で伝達する場合、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の記載内容をそのまま伝達するよう、監査法人に要請している。「特に留意すべき事項」には、監査法人の業務運営に関する総合評価（5 段階に区分）並びに業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要を記載するほか、検査対象監査法人が不備の根本的な原因を究明し本質的な対応を行うために参考となる、検査を通じて審査会が把握した事項についても記載を行っている。詳細については、公認会計士・監査審査会から毎年公表されている「モニタリングレポート」を参照されたい。

¹² なお、検査で確認された指摘事例等については、年度ごとに「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめて公表されるが、平成 27 年 7 月に公表された同事例集では、指摘事項を踏まえて特に問題と思われる事項等について、監査役等と会計監査人のコミュニケーションの際の参考となるよう、監査役等から会計監査人に対する質問例が参考資料として公表されているので、併せて参考にされたい。

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20150721/02.pdf>

第2 監査チーム

評価項目

2-1 独立性の保持

【基本項目】

監査チームは独立性を保持しているか。

【詳細項目】

- ①倫理規則（非保証業務の提供及び報酬関連情報等）に係る対応の状況
- ②その他の関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続の遵守状況
- ③監査チームメンバーによる馴れ合いの有無
- ④監査チームメンバーに対する倫理・独立性に係る研修の状況

【評価方法】

《監査計画策定時》

- ・独立性の保持のための体制及び取組みについて、整備・運用状況の説明を受ける。

《期中》

- ・社内において、監査チームから説明を受けた内容に関連する情報収集を行う（内部監査部門、経理部門、グループ内の子会社監査役等）。その際には、チェックリスト等を活用することが考えられる。
 - ・非保証業務の提供に対する事前の了解を行うに当たり、
 - ・事前の了解に係る体制の構築
 - ・包括的又は個々の業務に対する事前の了解
- のそれぞれのタイミングにおいて、監査法人から説明を受ける。

《期末》

- ・報酬関連情報について、監査報酬・非監査報酬・報酬依存度のそれぞれにつき説明を受ける。

※詳細については「日本公認会計士協会「倫理規則」の改正を踏まえた監査役等の実務に関するQ&A集」を参照。

独立性については監査法人の内部の状況も含め監査役等が直接確認することが難しい事項が多く、監査法人より、適切に整備・運用されている旨説明を受けることが重要である。監査役等は監査法人の説明において不自然な点や明らかな遺漏がないかを確認する。

なお、内容によっては監査役等にとっては独立性が十分に担保されているかどうかの確認が困難なものがあることも考えられ、そのような場合は十分に担保されていることについての監査法人の説明も重要である。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査チームは、非保証業務の提供及び報酬関連情報に係る規律をはじめとする倫理規則で求められている手続を遵守しているか。
2	監査チームは、その他の関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続を遵守しているか。
3	監査チームの担当者が会社と長期又は密接な関係を有する場合に、会社の利益に過度にとらわれるという馴れ合いは生じていないか。
4	監査チームの職業倫理及び独立性に関する適切な研修を受ける時間が確保されているか。例えば、監査チームの各メンバーの職業的専門家としての倫理、独立性等に関する研修の受講状況等。

関連基準等

【独立性に対する阻害要因】

監査業務を実施する会計事務所は、独立性を保持するために、独立性に対する阻害要因を識別し、当該阻害要因が許容可能な水準にあるかどうかを評価し、阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合には、それらを除去するための対応策を講じるか、又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用することにより、当該阻害要因に対処することが求められている。独立性に対する阻害要因は、次の一つ又は複数の種類に該当する。

(1) 自己利益

金銭的その他の利害を有していることにより、会員¹³の判断又は行動に不当な影響を与える可能性があること。

(2) 自己レビュー

会員が現在実施している活動の一環として判断を行うに当たって、当該会員自身又は当該会員が所属する会計事務所等若しくは所属する組織の他の者が過去に行った判断又は実施した活動の結果に依拠し、それらを適切に評価しない可能性が生じること。

(3) 擁護

会員が、その客観性が損なわれるほど、依頼人又は所属する組織の立場を支持する姿勢を示すこと。

(4) 馴れ合い

会員が、依頼人又は所属する組織と長期又は密接な関係を持ち、会員がそれらの者の利害に過度にとらわれること、又はそれらの者の作業を安易に受け入れること。

¹³ 本記載内における「会員」は公認会計士を意味する。

(5) 不当なプレッシャー

現実には生じているプレッシャー又は予見されるプレッシャーにより、会員が不当な影響を受け、客観的に行動できなくなること。

(日本公認会計士協会「倫理規則」参照)

【公認会計士法における非監査証明業務の同時提供の禁止と倫理規則における非保証業務の提供に関する規律】

公認会計士又は監査法人等が、公認会計士法第24条の2に規定される大会社等に対して監査証明業務と特定の非監査証明業務を同時に提供することは禁止されており、当該非監査証明業務については、公認会計士法施行規則第6条に次のとおり規定されている。

- ①会計帳簿の記帳の代行その他の財務書類の調製に関する業務
- ②財務又は会計に係る情報システムの整備又は管理に関する業務
- ③現物出資その他これに準ずる財産の証明又は鑑定評価に関する業務
- ④保険数理に関する業務
- ⑤内部監査の外部委託に関する業務
- ⑥上記のほか、監査又は証明をしようとする財務書類を自らが作成していると認められる業務又は被監査会社等の経営判断に関与すると認められる業務

また、日本公認会計士協会の倫理規則では、監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供に関連して、我が国における法令等が倫理規則セクション600の規定とは異なっている場合又はセクション600の規定の範囲を超えて定められている場合には、当該非保証業務を提供する会計事務所等は、それらの相違を把握し、最も厳格な規定を遵守する必要があるとされており、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合には、自己レビューという阻害要因が生じる可能性のある非保証業務を提供してはならないとされている。

なお、社会的影響度の高い事業体である監査業務の依頼人に対して、次のいずれも満たす場合に限り、監査の過程で生じる情報又は事項に関連する助言及び提言を提供することが認められている。

- (1) 会計事務所等が、経営者の責任を担わないこと。
- (2) 会計事務所等が、助言の提供によって生じる可能性のある、自己レビュー以外の独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のため、概念的枠組みを適用すること。

なお、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合であっても、会計事務所等は、基本原則を遵守し、独立性を保持するとともに、独立性に対する阻害要因の識別、評価及び対処のために概念的枠組みを適用することが求められる。

(日本公認会計士協会「倫理規則」参照)

評価項目

2-2 職業的専門家としての懐疑心の保持・発揮

【基本項目】

監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。

【詳細項目】

- ①専門的な知識と技能の習得・維持
- ②適時適切な専門業務の提供
- ③基準の遵守
- ④経営者の主張に対する批判的評価姿勢
- ⑤監査の過程で入手した情報・説明に対する批判的評価姿勢
- ⑥虚偽表示の可能性がある経営者の動機への理解
- ⑦先入観の排除
- ⑧職業的懐疑心の保持・発揮
- ⑨監査チーム内での他のメンバーの判断に対する批判的検討姿勢
- ⑩事象調査における粘り強さ
- ⑪他の証拠や文書・質問への回答と不整合な証拠への注意

【評価方法】

《監査計画策定時》

- ・ 職業的専門家としての懐疑心を保持・発揮するための体制及び取組みについて、整備・運用状況の説明を受ける。

《期中》

- ・ 具体的な状況において行われた監査手続の内容から、職業的懐疑心の保持・発揮が適切であったか判断する。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査チームは、会社の監査を実施するために必要かつ適切な水準で専門的な知識と技能を習得し、維持しているか。
2	監査チームは、注意深く、適時に会社の求める項目を含む専門業務を提供しているか。
3	監査チームは、適用される職業的専門家としての基準（例えば監査基準等）を遵守しているか。
4	監査チームは、虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、経営者の主張を批判的に評価する姿勢を有しているか。
5	監査チームは、監査の実施過程で入手した情報と説明を批判的に評価しているか。
6	監査チームは、財務諸表の虚偽表示につながる可能性がある経営者の動機を理解しようと努めているか。
7	監査チームは、先入観を持っていないか。
8	監査チームは、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心（P56 参照）を保持・発揮しているか。
9	監査チームのメンバーは、他のメンバーの判断を批判的に検討しているか。
10	監査チームのメンバーは、経営者の説明を批判的な態度で検討し、結論を出すまで事象を調査する粘り強さを持っているか。
11	監査チームのメンバーは、入手した他の証拠との不整合や、文書や質問への回答の信頼性に疑問を抱かせるような証拠に注意しているか。

関連基準等

「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会）第一 職業的懐疑心の強調
 日本公認会計士協会、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第1号「監査品質の枠組みに関する実務ガイダンス」付録1（1）⑤

評価項目

2-3 適切なメンバー構成とリスクを勘案した監査計画の策定・実施

【基本項目1】

監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成されているか。

【詳細項目】

- ①監査チーム全体としての能力
- ②監査チームとしての提供品質の維持・継続性
- ③会社の事業に対する理解
- ④判断の合理性
- ⑤監査実施の責任者による積極的な関与
- ⑥監査チームメンバー内での適切な指揮・監督及び査閲
- ⑦監査チームメンバーの合理的な範囲での継続的従事
- ⑧必要な監査実施時間の割当て
- ⑨専門家の適切な起用

【基本項目2】

監査チームはリスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。

【詳細項目】

- ①環境変化を踏まえたリスク分析の実施
- ②監査計画策定におけるリスク分析の反映
- ③経営者及び内部監査部門とのコミュニケーションと監査計画への反映
- ④環境変化に応じた監査計画の修正
- ⑤監査報告書等の作成過程における監査役等との適切な意見交換とその反映

【評価方法】

《監査計画策定時》

- ・ 監査チームの構成員及び組織体制（例えば、人数、経験年数（公認会計士として／自社の監査への関与）、チーム内での情報共有体制、常勤者と非常勤者の内訳、メンバーローテーションの見通し等）について説明を受ける。
- ・ 監査計画について、前期からの変更点を中心に説明を受ける。

《期中》

- ・ 期中における会計監査人からの報告の中で、経済環境や経営環境の変化があった場合等、監査計画に対して適切な修正がなされているかに留意する。

《期末》

- ・ 監査の実施状況報告を文書で受領し、当初の監査計画との相違点について説明を受けるなどして確認する。

関連する確認・留意すべき事項

監査チームのメンバー構成	
1	監査チームは、全体として、必要な能力を有しているか。
2	監査チームは、メンバーの入れ替わりがあった場合でも提供される品質を維持しているか。
3	監査チームは、会社の事業を理解しているか。
4	監査チームは、合理的な判断を行っているか。
5	監査実施の責任者は、リスク評価、リスク対応手続の立案、監査業務の監督及び査閲に積極的に関与しているか。
6	監査チームのメンバーが実施している詳細な監査手続は、監査チームの上位メンバーにより適切に指揮、監督及び査閲されているか。また、監査チームのメンバーは、短期かつ頻繁に入れ替わることなく、合理的な範囲で継続して従事しているか。
7	監査実施の責任者及び監査チームのメンバーは、効果的な監査を実施するのに必要な時間が割り当てられているか。
8	監査チームは、会社の経営環境や業界を取り巻く経済環境を踏まえたリスク分析を実施しているか。また、認識しているリスクに前回分析からの変更点はないか。
9	監査チームは、専門的な知識を要する領域について監査法人の内外のいずれかから適切に専門家を起用しているか。
リスクを勘案した監査計画の策定と実施	
1	監査チームは、経済環境や経営環境の変化を踏まえてリスク分析を実施しているか。
2	監査チームは、リスク分析を踏まえた監査計画を策定しているか。また前期からの変更点は何か。
3	監査チームは、経営者や内部監査部門等とのコミュニケーション（評価項目5-1）を踏まえ、関連する監査の方法についても意見交換し、監査計画に適切に反映させているか。
4	監査チームは、期中における経済環境や経営環境の変化に対応して、監査計画を適切に修正しているか。
5	監査報告書、その他関連する報告書等の作成過程で、監査役等と適切な意見交換がなされ、報告書等の内容が意見交換を踏まえたものとなっているか。

関連基準等

日本公認会計士協会、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第1号「監査品質の枠組みに関する実務ガイダンス」付録1（3）①～⑦

第3 監査報酬等

評価項目

3-1 監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む）の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準

【基本項目】

監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む）の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。

【詳細項目】

- ①会社の規模、複雑性、リスクの状況に応じた報酬額の合理性
- ②監査内容の変更による報酬額の増減の合理性
- ③前期と比較しての変動（額、時間、割合）の合理性
- ④前年度計画と実績における乖離の考慮
- ⑤倫理規則における報酬関連情報に係る規律への対応（→1-1、2-1）

【評価方法】

《期中》

- ・会社と会計監査人間の監査報酬に関する折衝状況について、業務執行者及び会計監査人から報告又は説明を受け、入手した情報を分析・検討する。

《報酬等の同意権行使時》

- ・報酬の算定方法、前期との変動理由等について報告を受け、質疑応答を通じて評価する。なお、特に海外のネットワーク・ファームに別途委嘱した業務がある場合には、監査証明業務であるか否かにかかわらず、実施した業務内容と報酬の水準について説明を受けることが重要である。

監査役等としては、同意権が会計監査人の独立性の担保及び監査品質の確保のために設けられた権限であることに留意し、事前の情報収集・報告聴取を早期に着手・開始し、収集した情報に基づき会計監査人の新事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を主体的に吟味・検討し、「報酬見積り」の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性¹⁴を検討しなければならない（「監査役監査基準」第35条等）。

その上で、計画に沿った対応が行われたかどうかを次項（3-2）に示す項目について有効性・効率性の観点から検討することとなる。

¹⁴ 報酬が過度に安価になっている場合には、監査品質の確保を阻害する要因となる場合がある点に留意する。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む）は、会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的であるか。
2	例えば監査内容の変更等（実施範囲及び時期、手続の変更等）により監査報酬を増減する場合は、その理由について監査役等に説明があるか、また、その理由は合理的か。
3	監査報酬の前期からの変動額及び変動割合、監査実施の責任者及び監査チームのメンバーのチャージ時間の前期からの変動時間及び変動割合は、合理的か。
4	前年度の計画と実績の乖離内容の分析を踏まえた監査時間、報酬単価になっているか。
5	監査役等は、非保証業務の提供に関する方針及び手続について、会計監査人から説明を受けたか。また、（特に中小規模監査法人の場合）報酬依存度（P56参照）に関する具体的な判断基準及びセーフガードについて、説明を受けたか。

関連基準等

監査報酬の算定方法や一般的な状況に関しては日本公認会計士協会から公表されている「監査実施状況調査」が参考となる。

評価項目

3-2 監査の有効性・効率性

【基本項目】

監査の有効性と効率性に配慮されているか。

【詳細項目】

- ①監査チーム内における情報共有
- ②合意したスケジュール・報告期限の遵守
- ③経営者・内部監査部門等との適時のコミュニケーション
- ④効率性の確保に向けた会社側との調整
- ⑤IT の活用
- ⑥適切な監査資源の配分
- ⑦予期せぬ重要事項の発生防止
- ⑧内部統制の改善の提言
- ⑨監査時間の縮減・平準化への取り組み
- ⑩企業への協力の依頼

【評価方法】

《監査契約締結又は更新時》

- ・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告を受ける際に、有効性・効率性について配慮がなされているかについて確認する。

《監査計画策定時》

- ・監査計画の策定に際し、有効性と効率性について配慮がなされているかについて確認する。

《期中》

- ・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答などを通じて評価する。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査チーム内において会社から入手した情報の共有に問題はないか。
2	合意したスケジュールと報告期限は遵守されているか。
3	監査の実施過程で識別した課題を解消するため、経営者や内部監査部門等と適時な打合せが行われているか。
4	効果的かつ効率的な監査を実施するために、会社と監査の進め方について調整しているか。
5	監査チームは、例えば分析ソフトウェアや情報受渡ツールの活用、調書の電子化、リモート環境に対応したツールの活用といった形で IT を適切に活用しているか。
6	人員や時間等の監査資源の配分において適材適所が図られているか ¹⁵ 。
7	会社や監査チーム内への適時の注意喚起や、必要に応じた前倒し対応、事前相談等を活用することにより、予期せぬ重要事項の発生防止に努めているか。
8	監査法人は、マネジメントレター等を通じ、必要に応じて関係部署に対し説明を行う等の対応によって、内部統制の改善の提言を行っているか ¹⁶ 。
9	監査チームは、作業時間を分析し ¹⁷ 、監査時間の縮減・平準化に向けた改善案を立案・共有しているか。
10	会社側に対し、監査で利用する情報提供の手順やプロセスの効率化に向けた協力を依頼しているか ¹⁸ 。

関連基準等

日本公認会計士協会、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第1号「監査品質の枠組みに関する実務ガイダンス」付録2（1）②④
監査基準報告書300 実務ガイダンス第1号「監査ツール（実務ガイダンス）」等

¹⁵ 特に IT、年金、税金、売上・売掛金、減損・評価損、その他の判断を必要とする見積項目について。

¹⁶ マネジメントレター等を通じた提言は、重要な虚偽表示やその可能性に対する原因分析→内部統制の強化→虚偽表示の減少を促し、手戻りの減少や監査時間の縮小を通じて監査の有効性や効率性に資する。この点について監査人が理解し、また、そのような理解を会社と共有することが重要である。

¹⁷ 特に、監査時間が多い領域、監査時間が予定を大幅に超過する領域、専門家の関与が必要な領域、監査手続実施の集中時期の把握が重要である。

¹⁸ 例えば、ミスの頻発する領域の把握と防止、調書化しやすい分かりやすい書式による情報提供、資料の一元化・多目的化、監査に利用可能な形式での情報の提供・書式の工夫やデジタル化による不要な転記の排除、会社及び監査人双方の情報の受渡の状況の共有、双方からの情報提出期限の設定及び見直しといった事項が考えられる。

第4 監査役等とのコミュニケーション

評価項目

4-1 監査役等との有効なコミュニケーション

【基本項目】

監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。

【詳細項目】

- ①会計・監査の動向に関する適時適切な情報提供
- ②会社の会計監査対応や会計業務執行能力に対する評価に関する情報提供
- ③監査手続に関する情報提供
- ④監査上の主要な検討事項（KAM）の選定に係るコミュニケーション
- ⑤特別な検討を必要とするリスクとそれに対する監査手続に関する情報提供
- ⑥専門家の利用状況及びその業務の適切性の評価に関する情報提供
- ⑦内部監査部門から入手したリスク関連情報の活用

【評価方法】

《期中》

- ・ 定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答などを通じて評価する。特に、会計監査人が会社に影響を与える不正を発見したか、疑いを抱いた事項については速やかな連携が望まれる。また、会計監査人から情報提供を受けるだけでなく、監査役等が把握した事業上のリスクに関する情報等を会計監査人に適時に提供し共有することも重要である。

※「④監査上の主要な検討事項（KAM）の選定に係るコミュニケーション」については、年間を通じて（期初の監査計画策定段階から期末に至るまで）行われることとなるため、都度対応について評価する（検討プロセスの詳細については「監査上の主要な検討事項（KAM）に関するQ&A集・統合版」を参照）。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、近年の会計・監査の一般的動向と、それが会社に与える影響について情報を提供しているか。
2	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、経営者は重要な虚偽表示のない計算書類を作成するための内部統制を整備及び運用しているか、会計監査において制限のない質問や面談の機会が提供されているか、監査役等は有効な監視機能を果たしているか等、会社の会計監査対応や会計業務執行能力に対する評価について情報を提供しているか。
3	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、以下の項目について情報を提供しているか。 ・ 会社が採用している会計方針や会計上の見積り（固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金など）の合理性 ・ 事業計画等の将来予測の合理性 ・ 確認状の発送額と回答額との間に差異が発生した場合の監査手続 ・ 関連当事者との取引に係る監査手続 ・ 不正が発生しやすい領域、形態とそれに対応する監査手続 ・ 会社が実施する内部統制評価に係る監査手続 ・ 特に期中で議論となった、会計処理等の事項や見解の差異が生じた事項
4	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査上の主要な検討事項（KAM）に係る事項について監査役等に情報を提供し、選定プロセスにおいて十分な意見交換を行っているか。
5	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、特別な検討を必要とするリスク（P57 参照）と当該リスクに対応する監査手続について情報を提供しているか。
6	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に、専門家（IT 専門家、年金数理人、不動産鑑定士など）の利用状況と、その業務が適切であることの評価方法について情報を提供しているか。
7	会計監査人は、内部監査部門から入手した、被監査会社の事業経営及び事業上のリスクに関する情報を、会計監査人の実施するリスク評価に役立てているか。

関連基準等

日本公認会計士協会、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」

評価項目

4-2 監査役等からの質問や相談への対応

【基本項目】

監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。

【詳細項目】

- ①監査役等からの専門的見解の問合せへの対応方針及び手続
- ②質問や相談事項への回答の適時性及び適切性

【評価方法】

《監査契約の新規締結又は更新時》

- ・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、対応方針及び手続について確認する。

《期中》

- ・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会等の機会に、監査契約時に説明を受けた内容が実行されているかという観点から評価する。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査役等からの専門的な見解の問合せに関する方針及び手続が整えられているか。
2	監査実施の責任者及び現場責任者は、監査役等に対し適切なタイミングで質問や相談事項への適切な回答を伝えているか。

関連基準等

「会計監査人との連携に関する実務指針」（日本監査役協会）の「第6 監査役等と監査人との連携の方法及び連携時の留意事項」では、「定期的会合だけでなく、必要なときは適宜情報の交換を行い、随時の会合をもって意見交換することが望ましい。随時の会合における意見交換は、会社内部の問題だけでなく、広く国の内外で起こっている事業環境の変化等の新たなリスクや企業不祥事などについても取り上げることが考えられる。」とされており、質問や相談事項があれば随時、会計監査人と連携を図ることが必要である。

第5 経営者等との関係

評価項目

5-1 経営者や内部監査部門等との有効なコミュニケーション

【基本項目】

監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。

【詳細項目】

- ①経営者との間の重要な見解の相違の有無及びその調整
- ②経営者からの適時適切な情報の受領
- ③経営者や内部監査部門等に対する適時適切な情報提供及びそれに対するフィードバックを受けての検討
- ④会社側の意向に影響されずに問題点等を指摘する姿勢

【評価方法】

《期中》

- ・ 定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答や監査人からの報告メモ、講評メモ等の入手・通読などを通じて評価する。なお、経営者や内部監査部門等と会計監査人間で議論された重要な事項については、その内容について経営者や内部監査部門等と会計監査人の双方から直接説明を受けることが重要である。

《四半期・期末》

- ・ 監査人から経営者確認書¹⁹の草案の提出を受け、内容について協議する。

¹⁹ ここでいう「経営者確認書」とは、「特定の事項を確認するため又は他の監査証拠を裏付けるため、経営者が監査人に提出する書面又は電磁的記録による陳述」（監査基準報告書 580）をいう。

関連する確認・留意すべき事項

1	経営者と監査チーム間で重要な見解の相違はなかったか。仮に相違があった場合、適時適切に調整されたか。
2	必要に応じ適時に、検討に必要な情報を経営者から受領しているか（例えば、四半期や期末における経営者確認書。また、監査役等に対し経営者確認書の草案が提出されているか）。
3	監査実施の責任者及び現場責任者から経営者や内部監査部門等に対して、以下の情報が適時適切に提供されているか。 ・ 会社の財務報告実務に関する改善の可能性 ・ 財務報告に係る内部統制の改善の可能性 ・ 財務報告、会計基準に関する動向 ・ 業界に関する視点 ・ 会社の法令遵守に関連する事項 等 また、これらの情報提供に対する経営者や内部監査部門等の見解のフィードバックを受けた上で検討を進めているか。
4	監査チームが問題点の指摘などにおいて、経営者をはじめとした会社側の意向に影響されることなく、自己の見解を経営者に明確に伝えているか（例えば、継続企業の前提や後発事象の開示について明確な見解を保持しているか、繰延税金資産の回収可能性、減損会計のグルーピング、貸倒引当金の計上など、見積りや判断を必要とする会計事項について経営者に追従していないかなど）。

関連基準等

日本公認会計士協会、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第1号「監査品質の枠組みに関する実務ガイダンス」58、監査基準報告書580「経営者確認書」、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」14（4）
「会計監査人との連携に関する実務指針」日本監査役協会

第6 グループ監査

評価項目

6-1 海外のネットワーク・ファーム又はその他の監査人とのコミュニケーション

【基本項目】

海外のネットワーク・ファームの監査人又はその他の監査人がいる場合、企業にとって特に海外における不正リスクの重要性が高まっていることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。

【詳細項目】

- ①グループ全体の環境の理解に基づく適切な虚偽表示リスク評価
- ②他の監査人への適切な評価
- ③他の監査人との意思疎通や情報共有
- ④他の監査人が実施する監査の概要の理解及び把握する虚偽表示・不正リスク等について速やかに伝達される体制の確保
- ⑤他の監査人に係る情報等の監査役等への提供
- ⑥他の監査人を通じたグループ会社の不正関連情報の監査役等への提供

【評価方法】

《監査契約の新規締結又は更新時》

- ・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、体制及び手続について確認する。

《期中》

- ・監査人との定例打合せの際に質疑応答などを通じて評価する。
- ・子会社等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会がある場合には、必要に応じて子会社の監査人に対し直接観察・質疑応答などを行うことにより評価する。

関連する確認・留意すべき事項

1	会計監査人は、グループ全体の環境を理解し、量的重要性に加え質的重要性も勘案し、重要な虚偽表示リスクを適切に評価しているか。
2	会計監査人は、他の監査人の監査を適切に評価し、監査の品質に関する懸念事項の有無について把握しているか。
3	会計監査人と他の監査人との意思疎通や情報共有に問題はないか。特に、重要な事項が生じた際には、当該事項について会計監査人と他の監査人との間で十分な協議が行われているか。
4	会計監査人は、他の監査人が実施する監査の概要を理解し、適切なインストラクションを発信しているか。また、他の監査人が把握した重要な虚偽表示リスク、不正リスク、不正の兆候、課題等が会計監査人に速やかに伝達される体制を確保しているか。
5	監査役等が求める他の監査人に係る情報及び評価（自社グループの監査に必要な能力を備えているか等）について、会計監査人から適宜提供されているか。
6	他の監査人を通じて会計監査人が把握した、グループ会社の経営者や従業員による不正又は不正の疑いに関する情報が監査役等に提供されているか。

関連基準等

日本公認会計士協会、監査基準報告書 600「グループ監査」 (※)

日本公認会計士協会、品質管理基準報告書第1号実務ガイダンス第1号「監査品質の枠組みに関する実務ガイダンス」付録2 (1) ③

監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）5-3

グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

- ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
- ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む）
- ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
- ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

(※) 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」に改訂。大規模監査法人においては2024年4月1日以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査から、それ以外の監査法人においては同年7月1日以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用となる（早期適用可）。

第7 不正リスク

不正リスクも会社のリスク要因の一つであるが、その重要性に鑑み独立した項目として扱っている。なお、不正リスクへの対応には、会計監査人側の対応だけでなく、監査役等との情報共有等の連携体制も重要であり、会計監査人の評価の際にも考慮されるべき点の一つである。

評価項目

7-1 監査法人の品質管理体制における不正リスクへの考慮

【基本項目】

監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な考慮がなされているか。

【詳細項目】

- | |
|---|
| ①職員教育体制
②業務の監督及び査閲に関する方針及び手続における取扱い
③専門家の見解を得るための手続
④提供された情報の適時の伝達体制、監査チームの検討内容に対する監査法人の検証体制 |
|---|

【評価方法】

《監査契約の新規締結又は更新時》

- ・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、体制及び手続について確認する。

関連する確認・留意すべき事項

1	不正リスクへの対応を徹底するための職員教育が行われているか（例えば、不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できる機会が提供されているか）。
2	監査実施者の業務の監督及び査閲に関する方針及び手続に不正リスクへの対応が適切に扱われているか。
3	不正の兆候の解明等に必要となる専門家の見解の取付けのための手続が定められているか。
4	不正リスクに関連して監査法人に寄せられた情報を受け付け、関連する監査チームに適時に伝達するための体制及び監査チームの検討内容を監査法人内で検証する体制が構築されているか。

関連基準等

「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会）においては、監査実施の各段階における不正リスクに対応した監査手続を実施するための監査法人の品質管理が規定されている。
--

評価項目

7-2 監査計画策定における不正リスクの評価と当該監査計画の実行

【基本項目】

監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。

【詳細項目】

- ①会社の状況等を勘案した不正リスクに対する十分な分析
- ②不正リスク要因を踏まえた監査計画の策定と監査の実施
- ③経済環境や会社の事業環境の変化に応じた監査計画の修正
- ④会社側との適切な情報交換
- ⑤監査役等との連携体制
- ⑥職業的懐疑心の保持・発揮

【評価方法】

《監査計画策定時》

- ・監査計画の策定に際し、会社の状況に応じた不正リスクへの評価がなされているかについて確認する。

《期中》

- ・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答などを通じて評価する。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査チームは、監査計画策定に際して会社の事業内容や管理体制等を勘案し、例えば不正のシナリオを検討する等、不正リスクについて十分な分析を行っているか。
2	監査チームは、会社の規模・業容等を勘案して不正リスク要因を分析し、当該不正リスク要因を踏まえた監査計画を策定し、監査を実施しているか。
3	監査チームは、期中における経済環境や会社の事業環境の変化等による不正リスク要因の変化に敏感に対応して、監査計画を適切に修正しているか。
4	監査チームは、監査役等及び経営者等の会社関係者と不正リスク要因の分析に必要な情報の交換を適切に行っているか。
5	監査チームは、不正の兆候と判断される事項を発見した場合に、速やかに監査役等とその対応について協議が行えるよう、期中を通じて監査役等との連携を密にし、双方の認識するリスクについて、随時共有を図っているか。
6	監査チームは、不正リスクに常に留意し、監査の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持・発揮しているか。

関連基準等

不正リスク要因としては、例えば以下の事項が挙げられる（詳細は「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会）付録1参照のこと）。

1 動機・プレッシャー

- （1）財務的安定性又は収益性が、一般的経済状況、企業の属する産業又は企業の事業環境により脅かされている。
- （2）経営者が、第三者からの期待又は要求に応えなければならない過大なプレッシャーを受けている。
- （3）企業の業績が、取引等によって、経営者又は監査役等の個人財産に悪影響を及ぼす可能性がある。
- （4）経営者（子会社の経営者を含む）、営業担当者、その他の従業員等が、売上や収益性等の財務目標（上長から示されたもの等含む）を達成するために、過大なプレッシャーを受けている。

2 機会

- （1）企業が属する産業や企業の事業特性が、不正な財務報告にかかわる機会をもたらしている。
- （2）経営者の監視が有効でない状況にある。
- （3）組織構造が複雑又は不安定となっている。
- （4）内部統制が不備を有している。

3 姿勢・正当化

- （1）経営者が経営理念や企業倫理の伝達・実践を効果的に行っていない、又は不適切な経営理念や企業倫理が伝達されている。
- （2）経営者と現任又は前任の監査人との間に、会計、監査又は報告に関する事項についての頻繁な論争、監査上必要な資料や情報の提供の遅延や不提供、監査人の情報取得や監査役等とのコミュニケーション等の不当な制限といった緊張関係がある。

評価項目

7-3 不正の兆候への対応

【基本項目】

不正の兆候²⁰に対する対応が適切に行われているか。

【詳細項目】

- ①不正の兆候を発見した際の監査役等への適切な報告
- ②品質管理体制に定める手続に基づく対応の実行
- ③監査法人の品質管理体制に疑義が生じるような不正事例に関する監査役等への情報提供と意見交換

関連する確認・留意すべき事項

1	監査チームは、不正の兆候と判断される事項を発見した場合には、適切に監査役等に報告しているか。
2	監査チームは、不正の兆候と判断される事項を発見した場合に、品質管理体制で定める手続に従い対応しているか。
3	監査法人が監査を行っている他社において監査法人の品質管理体制に疑義が生じるような不正事例が発覚した場合、懲戒処分の内容やそれを受けての対応策等につき、監査チーム及び監査法人は、監査役等に情報を提供し、意見交換を行っているか。

関連基準等

「監査における不正リスク対応基準」（企業会計審議会）第二 不正リスクに対応した監査の実施

監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」付録3においては、「不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例示」として、（1）会計記録の矛盾、（2）証拠の矛盾又は紛失、（3）経営者の監査への対応、（4）留意すべき通例でない取引等、などが示されている。

²⁰ ここでいう「不正の兆候」は、監査人の実務指針における定義とは厳密には異なる。監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」10では、

①「不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況」・・・不正による重要な虚偽表示が行われている可能性を示す状況

②「不正による重要な虚偽表示を示唆する状況」・・・上記兆候を示す状況のうち、不正による重要な虚偽表示が行われている可能性がより高いものとして不正リスク対応基準で取り扱われているもの

③「不正による重要な虚偽表示の疑義」・・・不正による重要な虚偽表示の可能性が高いと監査人が判断した状況

がそれぞれ定義されている。監査人は、上記③の場合（「不正による重要な虚偽表示の疑義」を識別した場合）に、監査役等とのコミュニケーションを行うこととされている。一方、それ以外の場合にどのような内容のコミュニケーションがなされるべきかについては、個々の会社で監査役等と監査人との間で適切に検討するものとされている（監査基準報告書 260 第17項、A37項）。

第2部 会計監査人の選定基準策定に関する実務指針

会計監査人の選定基準項目例

会計監査人候補者から、監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額について書面を入手し、面談、質問等を通じて選定する。

第1 監査法人の概要（※）

- 1－1 監査法人の概要はどのようなものか。
- 1－2 監査法人の品質管理体制はどのようなものか。
- 1－3 会社法上の欠格事由に該当しないか。
- 1－4 監査法人の独立性に問題はないか。

第2 監査の実施体制等

- 2－1 監査計画は会社の事業内容に対応するリスクを勘案した内容か。
- 2－2 監査チームの編成は会社の規模や複雑性、事業内容を勘案した内容か。

第3 監査報酬見積額

- 3－1 監査報酬見積額は適切か。

（※）監査法人が登録上場会社等監査人である場合には、監査法人のガバナンス・コードの適用状況、監査品質に関するマネジメント報告、説明書類等、ウェブサイト公表又は公衆縦覧書類の提出を受けて説明を受ける（これらは登録上場会社等監査人においては開示されている事項のため、会社が上場会社でない場合でも選定に際して活用することが考えられる）。

第 1 監査法人の概要

確認項目

1－1 監査法人の概要はどのようなものか。

関連する確認・留意すべき事項

1	名称、所在地、代表者、品質管理責任者、沿革、監査実績（監査法人グループとしての実績を含む）等について、説明を受ける。
2	会社が属する業界での監査実績について、説明を受ける。
3	監査法人又は職員等に対する公認会計士法に基づく処分の有無について説明を受け、該当がある場合は、対応内容について確認する。

確認項目

1－2 監査法人の品質管理体制はどのようなものか。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査法人の品質管理に係る以下の項目について説明を受け、適正であることを確認する。 ・独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 ・監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項 ・会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（例えば、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に関する事項など） ・不正リスクへの対応も含めた品質管理に関する適切な方針及び手続に関する事項
2	前任の会計監査人がいる場合、会計監査人間の引継に関する方針及び手続が定められ、遵守されるのか、確認する。
3	会計監査人から日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取し、改善勧告事項又は指摘事項がある場合は既に改善済みか、若しくは根本的な原因分析に基づく適切な改善計画が策定されているか、確認する。
4	その他、第 1 部 第 1「監査法人の品質管理」参照

確認項目

1－3 会社法上の欠格事由に該当しないか。

関連する確認・留意すべき事項

- | | |
|---|--|
| 1 | 欠格事由に該当しないことについて、監査法人から説明を受ける。必要に応じて誓約書等を入手することも考えられる。 |
|---|--|

関連基準等

会社法第 337 条第 3 項が定める欠格事由は以下のとおり。

- 一 公認会計士法の規定により、計算書類について監査をすることができない者
- 二 子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

なお、第 1 号に定める公認会計士法の規定による計算書類について監査をすることができない者とは、公認会計士法に定められている公認会計士の独立性を害する関係を有している場合や著しい利害関係を有する場合（公認会計士やその配偶者が会社の役員等又は使用人等の地位にあった場合、経済的利害関係を有する場合、監査法人が会社の株主等である場合等）等を指す（公認会計士法第 24 条、第 34 条の 11、公認会計士法施行令第 7 条、第 15 条）。

確認項目

1－4 監査法人の独立性に問題はないか。

関連する確認・留意すべき事項

1	倫理規則において求められている非保証業務の提供及び報酬に係る規律の遵守に関する方針及び手続を定めているか。
2	会社に対し非保証業務が提供されている場合、当該業務やその報酬額が倫理規則による規律に抵触し、独立性を阻害するおそれがないか。
3	監査法人（ネットワーク・ファームを含む）のグループ会社に対する非保証業務の提供状況について確認する。
4	その他、第1部 第2「監査チーム」の「評価項目2－1」参照

第2 監査の実施体制等

確認項目

2-1 監査計画は会社の事業内容に対応するリスクを勘案した内容か。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査計画の基本方針、重点事項、日数、往査事業所等について説明を受け、監査法人として十分なリソースが確保されており、適切な監査の遂行に必要な十分な時間をかける予定となっているかどうか確認する。
2	監査役等及び内部監査部門等との連携方針について説明を受け、合理的な内容か確認する。
3	次年度以降に係る監査計画の策定方針について説明を受け、報酬の大幅値上等監査契約締結に影響を及ぼす事項の有無について確認する。
4	その他、第1部 第2「監査チーム」の「評価項目2-3」基本項目2参照

確認項目

2－2 監査チームの編成は会社の規模や事業内容を勘案した内容か。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査チームの編成について説明を受け、会社の規模や事業内容を踏まえた合理的な内容か確認する。
2	監査役等からの監査チームへの問合せ対応体制について説明を受け、合理的な内容か確認する。
3	その他、第1部 第2「監査チーム」の「評価項目2－3」基本項目1参照

第3 監査報酬見積額

確認項目

3－1 監査報酬見積額は適切か。

関連する確認・留意すべき事項

1	監査報酬見積額の算定根拠について説明を受け、合理的な内容か確認する。
2	監査日程等に当初見積りから大幅な変更が生じたときの対応方針について説明を受け、合理的な内容か確認する。
3	その他、第1部 第3「監査報酬等」の「評価項目3－1」参照

〈付録〉

「会計監査人の評価基準項目例の時系列表示」

付録では本文記載の会計監査人を評価するための基準の策定の際の評価項目（基本項目及び詳細項目）について時系列で再整理した。

「会計監査人との連携に関する実務指針」では、会計監査人と情報・意見交換すべき基本的事項の例示は、監査契約の新規締結時、監査契約の更新時、監査計画の策定時、四半期レビュー時、期末監査時、随時、の時系列に記載されているが、ここでは四半期レビュー時と随時を併せて期中とし、また、会計監査人の報酬等の同意権行使時及び再任若しくは新規選任等の決定時を別項目として、

- I 監査契約の新規締結又は更新時（監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時）
- II 監査計画の策定時
- III 期中（定例打合せ時、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会時など）
- IV 期末（監査報告書、監査の実施状況、会計監査人の職務の遂行に関する事項などの受領時）
- V 報酬等の同意権行使時
- VI 会計監査人の再任若しくは新規選任等の決定時

に分類してある。

なお、会計監査人との会合時期や意見交換等の内容は各社において異なるので、適時加除・修正して利用していただきたい。

また、実務上は、「報酬等の同意権行使時」と「会計監査人の再任若しくは新規選任等の決定時」が前後する場合なども考えられるため、時系列についても、各社の実態に即して参照いただきたい。

I 監査契約の新規締結又は更新時 (監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時)		
1-1 監査法人の品質管理に問題はな いか。	・品質管理システムに係る概要書を受領し、説明を受ける。更新時には、前年度との比較で重要な変化があった項目について特に説明を求める等、過去の情報（過年度の監査で得た知識）を活用することも検討する。	
	1	リスク評価プロセスの構築・運用状況
	2	ガバナンス及びリーダーシップ（監査法人の組織体制）
	3	独立性の保持を中心とした職業倫理の遵守状況（非保証業務、報酬等）
	4	監査契約の新規締結及び更新時の対応
	5	業務実施時の対応
	6	監査法人の業務運営に関する資源の活用状況
	7	法人内外での情報の収集と伝達に係る対応
	8	品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスの整備・運用状況
	9	品質管理における監査法人が所属するネットワークへの対応
	10	品質管理システムの評価
	11	監査法人間の引継
1-2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。	・レビュー報告書等の内容及び対応状況について伝達を受ける。また、公認会計士・監査審査会の検査結果についても説明を求める。	
	1	検査における品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに対応状況
	2	懲戒処分等がなされた場合にはその内容等
	3	品質管理レビューの実施結果とその結果に基づく措置
	4	改善状況の確認結果
3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。	・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告を受ける際に、有効性・効率性について配慮がなされているかについて確認する。	
	3	経営者・内部監査部門等との適時のコミュニケーション
	4	効率性の確保に向けた会社側との調整
	5	ITの活用
	6	適切な監査資源の配分
4-2 監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。	・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、対応方針及び手続について確認する。	
	1	監査役等からの専門的見解の問合せへの対応方針及び手続
6-1 海外のネットワーク・ファーム	・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、体制及び手続について確認する。	

の監査人又はその他の監査人がある場合、特に海外における不正リスクの重要性が高まっていることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。	1	グループ全体の環境の理解に基づく適切な虚偽表示リスク評価
	2	他の監査人への適切な評価
	3	他の監査人との意思疎通や情報共有
	4	他の監査人が実施する監査の概要の理解及び把握する虚偽表示・不正リスク等について速やかに伝達される体制の確保
	5	他の監査人に係る情報等の監査役等への提供
	6	他の監査人を通じたグループ会社の不正関連情報の監査役等への提供
7-1 監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な考慮がなされているか。	・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、体制及び手続について確認する。	
	1	職員教育体制
	2	業務の監督及び査閲に関する方針及び手続における取扱い
	3	専門家の見解を得るための手続
	4	提供された情報の適時の伝達体制、監査チームの検討内容に対する監査法人の検証体制

II 監査計画の策定時

2-1 監査チームは独立性を保持しているか。	・独立性の保持のための体制及び取組みについて、整備・運用状況の説明を受ける。	
	1	倫理規則（非保証業務の提供及び報酬関連情報等）に係る対応の状況
	2	その他の関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続の遵守状況
	3	監査チームメンバーによる馴れ合いの有無
	4	監査チームメンバーに対する倫理・独立性に係る研修の状況
2-2 監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。	・職業的専門家としての懐疑心を保持・発揮するための体制及び取組みについて、整備・運用状況の説明を受ける。	
	1	専門的な知識と技能の習得・維持
	2	適時適切な専門業務の提供
	3	基準の遵守
	4	経営者の主張に対する批判的評価姿勢
	5	監査の過程で入手した情報・説明に対する批判的評価姿勢
	6	虚偽表示の可能性がある経営者の動機への理解
	7	先入観の排除
	8	職業的懐疑心の保持・発揮
	9	監査チーム内での他のメンバーの判断に対する批判的検討姿勢
	10	事象調査における粘り強さ
	11	他の証拠や文書・質問への回答と不整合な証拠への注意

2-3-1 監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成されているか。	・監査チームの構成員及び組織体制（例えば、人数、経験年数（公認会計士として／自社の監査への関与）、チーム内での情報共有体制、常勤者と非常勤者の内訳、メンバーローテーションの見通し等）について説明を受ける。	
	1	監査チーム全体としての能力
	2	監査チームとしての提供品質の維持・継続性
	3	会社の事業に対する理解
	4	判断の合理性
	5	監査実施の責任者による積極的な関与
	6	監査チームメンバー内での適切な指揮・監督及び査閲
	7	監査チームメンバーの合理的な範囲での継続的従事
	8	必要な監査実施時間の割当て
	9	専門家の適切な起用
2-3-2 監査チームはリスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。	・監査計画について、前期からの変更点を中心に説明を受ける。	
	1	環境変化を踏まえたリスク分析の実施
	2	監査計画策定におけるリスク分析の反映
	3	経営者及び内部監査部門とのコミュニケーションと監査計画への反映
	4	環境変化に応じた監査計画の修正
	5	監査報告書等の作成過程における監査役等との適切な意見交換とその反映
3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。	・監査計画の策定に際し、有効性と効率性について配慮がなされているかについて確認する。	
	1	監査チーム内における情報共有
	2	合意したスケジュール・報告期限の遵守
6-1 海外のネットワーク・ファームの監査人又はその他の監査人がある場合、特に海外における不正リスクの重要性が高まっていることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。	・監査法人の状況及び品質管理体制についての報告受領時に、体制及び手続について確認する。	
	1	グループ全体の環境の理解に基づく適切な虚偽表示リスク評価
	2	他の監査人への適切な評価
7-2 監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監	・監査計画の策定に際し、会社の状況に応じた不正リスクへの評価がなされているかについて確認する。	
	1	会社の状況等を勘案した不正リスクに対する十分な分析
	2	不正リスク要因を踏まえた監査計画の策定と監査の実施

査計画が適切に実行されているか。		
------------------	--	--

Ⅲ 期中（定例打合せ時、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会時など）		
1－2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。	・会計監査人から監査役等への報告事項や情報提供の範囲にレビュー又は検査の結果を含めることにより、適宜報告を受け評価する。	
	1	検査における品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要並びに対応状況
	2	懲戒処分等がなされた場合にはその内容等
	3	品質管理レビューの実施結果とその結果に基づく措置
	4	改善状況の確認結果
	5	品質管理に関する不備事項の有無、及び不備事項があった場合はその内容と対応状況
2－1 監査チームは独立性を保持しているか。	・社内において、監査チームから説明を受けた内容に関連する情報収集を行う（内部監査部門、経理部門、グループ内の子会社監査役等）。その際には、チェックリスト等を活用することが考えられる。 ・非保証業務の提供に対する事前の了解を行うに当たり、 ・事前の了解に係る体制の構築 ・包括的又は個々の業務に対する事前の了解 のそれぞれのタイミングにおいて、監査法人から説明を受ける。	
	1	倫理規則（非保証業務の提供及び報酬関連情報等）に係る対応の状況
	2	その他の関連法令、監査の基準及び監査法人の品質管理手続の遵守状況
	3	監査チームメンバーによる馴れ合いの有無
	4	監査チームメンバーに対する倫理・独立性に係る研修の状況
2－2 監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。	・具体的な状況において行われた監査手続の内容から、職業的懐疑心の保持・発揮が適切であったか判断する。	
	1	専門的な知識と技能の習得・維持
	2	適時適切な専門業務の提供
	3	基準の遵守
	4	経営者の主張に対する批判的評価姿勢
	5	監査の過程で入手した情報・説明に対する批判的評価姿勢
	6	虚偽表示の可能性がある経営者の動機への理解
	7	先入観の排除
	8	職業的懐疑心の保持・発揮
	9	監査チーム内での他のメンバーの判断に対する批判的検討姿勢
	10	事象調査における粘り強さ
	11	他の証拠や文書・質問への回答と不整合な証拠への注意

2-3-2 監査チームはリスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。		・期中における会計監査人からの報告の中で、経済環境や経営環境の変化があった場合等、監査計画に対して適切な修正がなされているかに留意する。
	4	環境変化に応じた監査計画の修正
3-1 監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む）の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。		・会社と会計監査人間の監査報酬に関する折衝状況について、業務執行者及び会計監査人から報告又は説明を受け、入手した情報を分析・検討する。
	1	会社の規模、複雑性、リスクの状況に応じた報酬額の合理性
	2	監査内容の変更による報酬額の増減の合理性
	3	前期と比較しての変動（額、時間、割合）の合理性
	4	前年度計画と実績における乖離の考慮
	5	倫理規則における報酬関連情報に係る規律への対応（→1-1、2-1）
3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。		・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答などを通じて評価する。
	1	監査チーム内における情報共有
	2	合意したスケジュール・報告期限の遵守
4-1 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。		・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答などを通じて評価する。特に、会計監査人が会社に影響を与える不正を発見したか、疑いを抱いた事項については速やかな連携が望まれる。また、会計監査人から情報提供を受けるだけでなく、監査役等が把握した事業上のリスクに関する情報等を会計監査人に適時に提供し共有することも重要である。
	1	会計・監査の動向に関する適時適切な情報提供
	2	会社の会計監査対応や会計業務執行能力に対する評価に関する情報提供
	3	監査手続に関する情報提供
	4	監査上の主要な検討事項（KAM）の選定に係るコミュニケーション
	5	特別な検討を必要とするリスクとそれに対する監査手続に関する情報提供
	6	専門家の利用状況及びその業務の適切性の評価に関する情報提供
	7	内部監査部門から入手したリスク関連情報の活用
4-2 監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。		・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会等の機会に、監査契約時に説明を受けた内容が実行されているかという観点から評価する。
	2	質問や相談事項への回答の適時性及び適切性
5-1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。		・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答や監査人からの報告メモ、講評メモ等の入手・通読などを通じて評価する。なお、経営者や内部監査部門等と会計監査人間で議論された重要な事項については、その内容について経営者や内部監査部門等と会計監査人の双方から直接説明を受けることが重要である。 ・監査人から経営者確認書の草案の提出を受け、内容について協議する（四半期）。

	1	経営者との間の重要な見解の相違の有無及びその調整
	2	経営者からの適時適切な情報の受領
	3	経営者や内部監査部門等に対する適時適切な情報提供及びそれに対するフィードバックを受けての検討
	4	会社側の意向に影響されずに問題点等を指摘する姿勢
6-1 海外のネットワーク・ファームの監査人又はその他の監査人がある場合、特に海外における不正リスクの重要性が高まっていることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。	・監査人との定例打合せの際に質疑応答などを通じて評価する。 ・子会社等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会がある場合には、必要に応じて子会社の監査人に対し直接観察・質疑応答などを行うことにより評価する。	
	1	グループ全体の環境の理解に基づく適切な虚偽表示リスク評価
	2	他の監査人への適切な評価
	3	他の監査人との意思疎通や情報共有
	4	他の監査人が実施する監査の概要の理解及び把握する虚偽表示・不正リスク等について速やかに伝達される体制の確保
	5	他の監査人に係る情報等の監査役等への提供
	6	他の監査人を通じたグループ会社の不正関連情報の監査役等への提供
7-2 監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。	・定例打合せ、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会などの機会に、観察・質疑応答などを通じて評価する。	
	1	会社の状況等を勘案した不正リスクに対する十分な分析
	2	不正リスク要因を踏まえた監査計画の策定と監査の実施
	3	経済環境や会社の事業環境の変化に応じた監査計画の修正
	4	会社側との適切な情報交換
	5	監査役等との連携体制
	6	職業的懐疑心の保持・発揮
7-3 不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。	1	不正の兆候を発見した際の監査役等への適切な報告
	2	品質管理体制に定める手続に基づく対応の実行
	3	監査法人の品質管理体制に疑義が生じるような不正事例に関する監査役等への情報提供と意見交換

IV 期末（監査報告書、監査の実施状況、会計監査人の職務の遂行に関する事項などの受領時）

1-1 監査法人の品質管理に問題はな いか。	・会計監査人の職務の遂行に関する事項の通知を受ける （契約締結・更新時にした品質管理体制の変更の有無、変更がある場合はその内容の確認） ・監査報告受領時に、監査業務に係る監査法人の審査での論点等の聴取・確認
2-3-2 監査チームはリスクを勘案した監査計画を策定	・監査の実施状況報告を文書で受領し、当初の監査計画との相違点について説明を受けるなどして確認する。

し、実施しているか。	
5-1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。	・監査人から経営者確認書の草案の提出を受け、内容について協議する。
	2 経営者からの適時適切な情報の受領
その他、前掲「Ⅲ 期中（定例打合せ時、事業所等の往査や棚卸、監査講評立会時など）」に例示した事項の期末における総括等について確認する。	

V 報酬等の同意権行使時

3-1 監査報酬（報酬単価及び監査時間を含む）の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。	報酬の算定方法、前期との変動理由等について報告を受け、質疑応答を通じて評価する。なお、特に海外のネットワーク・ファームに別途委嘱した業務がある場合には、監査証明業務であるか否かに拘わらず、実施した業務内容と報酬の水準について説明を受けることが重要である。
	1 会社の規模、複雑性、リスクの状況に応じた報酬額の合理性
	2 監査内容の変更による報酬額の増減の合理性
	3 前期と比較しての変動（額、時間、割合）の合理性
	4 前年度計画と実績における乖離の考慮
	5 倫理規則における報酬関連情報に係る規律への対応（→1-1、2-1）

VI 会計監査人の再任若しくは新規選任等の決定時

監査役等による審議を経て評価結果を総括し、監査調書を作成し保管する。なお、会計監査人に対して改善要望事項がある場合は、決定時はもとより、適宜意見交換することが望ましい。
--

監査調書例

第1 監査法人の品質管理**1-1 監査法人の品質管理に問題はないか。**

(評価結果)

1-2 監査法人から、日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果、問題はないか。

(評価結果)

第2 監査チーム**2-1 監査チームは独立性を保持しているか。**

(評価結果)

2-2 監査チームは職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているか。

(評価結果)

2-3-1 監査チームは会社の事業内容を理解した適切なメンバーにより構成されているか。

(評価結果)

2-3-2 監査チームはリスクを勘案した監査計画を策定し、実施しているか。

(評価結果)

第3 監査報酬等

- 3-1 監査報酬(報酬単価及び監査時間を含む)の水準及び非監査報酬がある場合はその内容・水準は適切か。

(評価結果)

- 3-2 監査の有効性と効率性に配慮されているか。

(評価結果)

第4 監査役等とのコミュニケーション

- 4-1 監査実施の責任者及び現場責任者は監査役等と有効なコミュニケーションを行っているか。

(評価結果)

- 4-2 監査役等からの質問や相談事項に対する回答は適時かつ適切か。

(評価結果)

第5 経営者等との関係

- 5-1 監査実施の責任者及び現場責任者は経営者や内部監査部門等と有効なコミュニケーションを行っているか。

(評価結果)

第6 グループ監査

- 6-1 海外のネットワーク・ファームの監査人又はその他の監査人がある場合、特に海外における不正リスクの重要性が高まっていることに鑑み、十分なコミュニケーションが取られているか。

(評価結果)

第7 不正リスク

- 7-1 監査法人の品質管理体制において不正リスクに十分な考慮がなされているか。

(評価結果)

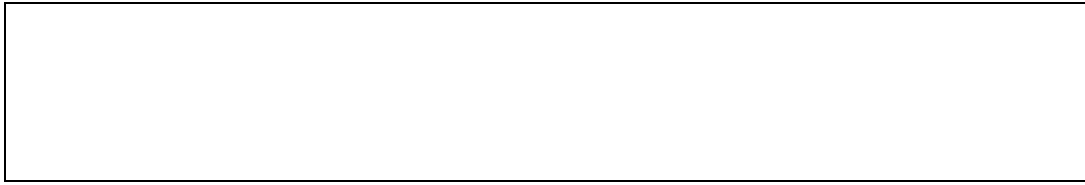
- 7-2 監査チームは監査計画策定に際し、会社の事業内容や管理体制等を勘案して不正リスクを適切に評価し、当該監査計画が適切に実行されているか。

(評価結果)

- 7-3 不正の兆候に対する対応が適切に行われているか。

(評価結果)

評価結果の総括、指摘事項の有無、会計監査人と意見交換した事項があれば実施日時、対応者、質疑応答の内容など



〇〇〇〇年〇月〇日
〇〇〇〇株式会社 監査役会

用語解説

・セーフガード

公認会計士は、誠実性の原則、公正性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則を遵守しなければならないが、種々の阻害要因が想定される。この阻害要因を許容可能な水準にまで効果的に軽減するために講じる、個別の、又は複合的な対応策を、セーフガードという。

・ローテーション

公認会計士法上の大会社等（上場会社又は資本金 100 億円以上若しくは負債 1,000 億円以上の会計監査人設置会社等をいう）の会計監査を担当する監査法人については、業務執行社員として連続して 7 会計期間関与した後は、2 会計期間の間隔を空けなければ当該会社の会計監査を行うことができない。また、上場会社の会計監査を担当する監査法人が大規模監査法人（上場会社 100 社以上の監査証明業務を担当する監査法人をいう）の場合は、筆頭業務執行社員（監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者で監査報告書の筆頭に自署押印する社員 1 名をいう）及び審査担当社員（監査証明業務に係る審査に関与し、当該審査に最も重要な責任を有する者 1 名をいう）は、連続して 5 会計期間の監査業務に関与した後は、5 会計期間の間隔を空けなければ当該会社の監査業務に関与することができない。

・極めて重要な不備事項、重要な不備事項又は不備事項

品質管理レビュー報告書の実施結果の種類は以下のとおりである。

種類	概要
重要な不備事項のない実施結果	通常レビューを実施した結果、以下のア．とイ．の両方が認められた場合に表明される。 ア．レビュー対象期間末日における監査事務所の定めた品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられない。 イ．レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運要の状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられない。
重要な不備事項のある実施結果	通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。
極めて重要な不備事項のある実施結果	通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される。

（日本公認会計士協会）

・職業的懐疑心

監査基準において、監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならないとされる。職業的懐疑心とは、例えば、入手した他の監査証拠と矛盾する監査証拠、監査証拠として利用する記録や証憑書類又は質問に対する回答の信頼性に疑念を抱かせるような情報、不正の可能性を示す状況、監査基準報告書により要求される事項に加えて追加の監査手続を実施する必要があることを示唆する状況について注意を払うことを含む（日本公認会計士協会、監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」A17）。

・報酬依存度

○監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体である場合

- ・報酬依存度が2年連続で15%を超えるか、超える可能性が高い場合には、セーフガードの適用（監査意見表明前のレビュー）、及び開示が求められている。
- ・報酬依存度が5年連続で15%を超えるか、超える可能性が高い場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、辞任することが求められている。

○監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体でない場合

- ・報酬依存度が5年連続で30%を超えるか、超える可能性が高い場合のセーフガード（監査意見表明前のレビュー又は監査意見表明後のレビュー）が求められている。

※監査意見表明前のレビュー

…会計事務所等の構成員でない会員による監査業務に係る審査

※監査意見表明後のレビュー

- …①会計事務所等の構成員でない会員による監査業務の定期的な検証 又は
- ②日本公認会計士協会によるレビュー

・社会的影響度の高い事業体

倫理規則上の「社会的影響度の高い事業体」は、①公認会計士法上の大会社等、及び②会計事務所等が追加的に社会的影響度の高い事業体として扱うこととした事業体が該当する。

公認会計士法上の大会社等は以下を指し（公認会計士法第24条の2及び同施行令第10条。会社法第2条第6号にいう大会社とは異なる）、下記イの条件により、国内上場会社は全て対象となる。

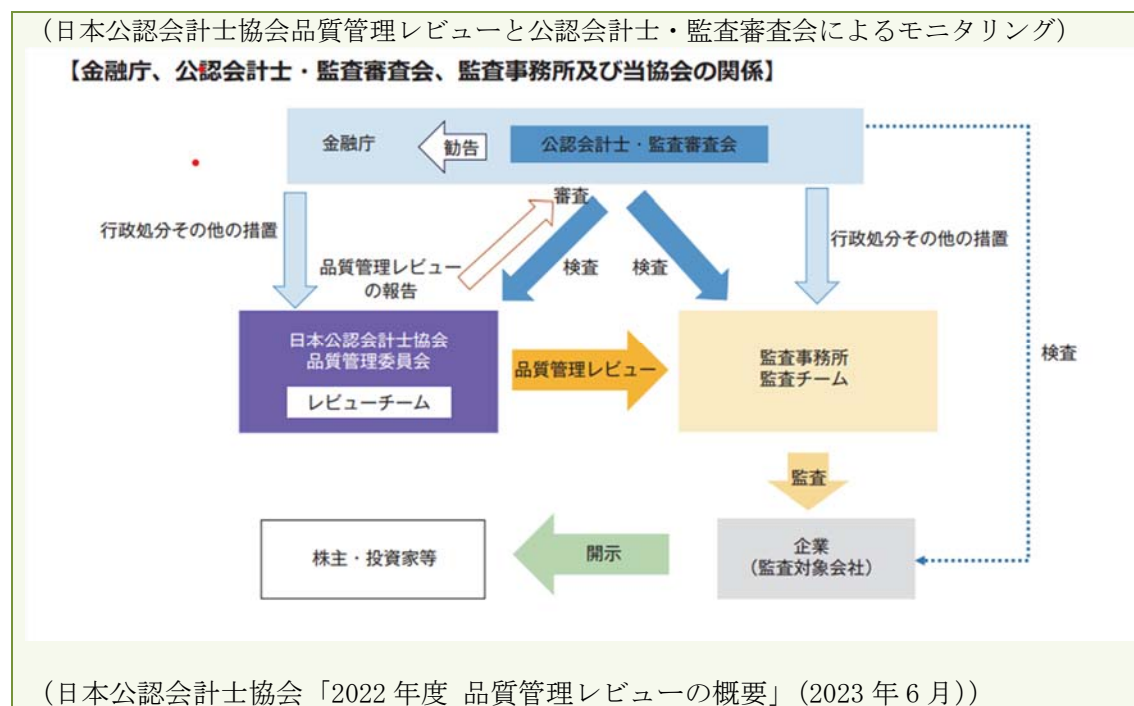
- ア 会計監査人設置会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が100億円未満、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が1,000億円未満の株式会社を除く）

- イ 金融商品取引法監査対象会社（施行令に定める一定規模の非上場会社を除く）
- ウ 銀行、長期信用銀行、保険会社、信用金庫連合会、労働金庫連合会、信用協同組合連合会、農林中央金庫、会計監査人監査の対象となる独立行政法人等

・特別な検討を必要とするリスク

虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有风险が最も高い領域に存在すると評価したリスクをいう。このほか、監査基準報告書の要求事項に従って特別な検討を必要とするリスクとして扱うこととされた重要な虚偽表示リスク、例えば、収益認識や経営者による内部統制を無効化するリスクなどの不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスク（監査基準報告書 240 第 26 項）、企業の通常の取引過程から外れた関連当事者との重要な取引（監査基準報告書 550 第 17 項）も、特別な検討を必要とするリスクに含まれる（監査基準報告書 315 第 11 項（10））。

参考図



登録上場会社等監査人が公表する情報

登録上場会社等監査人については、その他の監査人が通常備えるべき業務管理体制（公認会計士法第 34 条の 13）に加えて、登録上場会社等監査人として業務管理体制の整備が求められるとともに、当該体制の状況、評価結果及び適用状況を「公表する体制」の整備が求められる（公認会計士法第 34 条の 14、公認会計士法施行規則第 93 条、95 条及び 96 条）。

登録上場会社等監査人については、当該「公表する体制」に基づき、以下の事項に関する開示が日本公認会計士協会会則の定めにより、上場会社等監査人登録情報（日本公認会計士協会ウェブサイト）にて行われることとなる。

①業務の品質の管理の状況等の評価結果の開示（公認会計士法施行規則第 93 条）

少なくとも年に一度行われる監査法人の最高責任者による品質管理システムの評価（監査に関する品質管理基準第 13）の評価結果を開示する。

②監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項の開示（公認会計士法施行規則第 95 条）

監査人の概況及び業務の品質の管理の状況等を理解するために有用な事項の開示について、経営管理の状況、監査証明業務における情報通信技術（IT）の活用の状況、人材の確保の状況、財務・国際対応等その他の開示を行う。

③監査法人の組織的な運営に関する原則の適用状況の開示（公認会計士法施行規則第 96 条）

組織的な運営に関する原則の適用状況の開示については、金融庁長官が指定するものとして「監査法人の組織的な運営に関する原則」（2023 年（令和 5 年）3 月 24 日。以下、「監査法人のガバナンス・コード」という）が定められ、監査法人の組織としての監査の品質確保に向け取り組むべき実効的な組織運営、経営陣の役割と監督・評価機能の強化、人材育成・評価等に関する原則と指針が定められ、原則や指針の中で明示すべき事項が挙げられている²¹。

登録上場会社等監査人には、監査法人のガバナンス・コードの適用状況を一般に閲覧可能な文書²²で外部に説明することが求められている²³。

²¹ 監査法人のガバナンス・コードは登録上場会社監査人を念頭に置いたものであり、それ以外の監査人においては同コードを採用しない場合もありうる。コードを採用していないこと自体が監査の品質に問題があることに必ずしも繋がるわけではなく、同コードを採用していない場合には、監査法人における監査の品質確保に向けた取組状況を確認することが必要である。

²² 例えば、「監査品質に関する報告書」の表題を付した報告書として公表される。なお、監査法人のガバナンス・コードの指針 5-2 においては、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務等を含む事項についての市場関係者への説明の提供が求められているため、これらについて、例えば「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」等、単一の冊子に取りまとめ、公表されることも想定される。

²³ 監査法人のガバナンス・コードの指針 5-1 を参照。

会計監査人の選解任又は不再任議案の決定に関する監査役等のベストプラクティス（時系列整理）

以下では、会社法上監査役等に付与されている会計監査人の選解任又は不再任議案の決定権の行使に係るプロセスの概要、並びに留意事項について、「再任」「不再任」「辞任」「解任」それぞれの場合に分けて時系列順に取りまとめている。

《a. 再任の場合》

監査役等は、会計監査人をそのまま再任するのか、不再任として新たな会計監査人を選任するのかについて主体的に判断する必要があることから、毎期、事前の取締役との意思疎通や情報収集を経た上で、会計監査人が独立の立場を保持し職業的専門家として適切な監査を実施しているかについて検討し、会計監査人の再任の適否について審議することが基本となる。

《b. 不再任の場合》

上記 a. での検討の結果不再任との判断に至った場合には、新たに会計監査人の選任を要することとなるが、そのためには相応の時間が必要となる（複数年度にまたがったプロセスとなる（検討開始時期が前年度以前となる）ことも考えられる）。不再任議案や新たな会計監査人選任議案を株主総会に提出する必要があることを念頭に置き、時間のゆとりをもって進めることができる時期から検討を開始することが求められる。

《c. 辞任の場合》

会計監査人は会社と委任関係にあり、いつでも契約を解除して辞任することができる。この場合にも後任の会計監査人の選任を要することとなるが、それに加えて、辞任理由の把握とそれに応じた対応も求められる。また、辞任の時期によっては、監査役会等による一時会計監査人の選任が必要となる点に注意を要する。

《d. 解任の場合》

会計監査人は、株主総会決議により又は法定の事由がある場合には監査役等の全員の同意により解任することができる。後任会計監査人の選任手続、及び解任の時期によっては一時会計監査人の選任手続が必要となることについては辞任の場合と同様である。

会計監査人の選解任又は不再任の是非については、各社の状況に応じた検討が必要となることは言うまでもなく、以下の表における記載事項もあくまで一例である。複数あるプロセスのいずれかを前提とするのではなく、それぞれの場合におけるプロセスや留意事項について予め把握した上で、自社における対応を進めていただきたい。

注 3 月期決算の会計監査人設置会社の例。以下は監査役会を主体として表現したもの。

※公開会社では、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を事業報告に記載しなければならない（会社法施行規則 126）。本方針については、監査役（会）等が取締役会と協議しつつ主体的に策定を行った上で、以下の検討の際の基準とする。

a. 《再任の場合》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
1. 事前の情報収集並びに分析・意見交換						
(1) 実績のまとめ						
I	～3月末	監査役が実施した会計監査活動の整理		・会計監査人監査の相当性の判断のために、年間を通じて状況把握に努める。 ・監査役が実施した会計監査について、実績（監査対象、内容、課題等）を整理する。	・会計監査人からの報告聴取、棚卸等の現場立会、経理部門からの報告聴取等により行う。 ・取締役の不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における、監査役会への報告義務の履行状況を確かめる。	○会社法 397(監査役に対する報告)
II	～5月上旬	会計監査人の会計監査活動の把握	経営執行部門（経理部門・内部監査部門等） 会計監査人 ⇒監査役	・経理部門・内部監査部門等から、各部門が把握した会計監査に係る実績について報告を受ける。 ・会計監査人から、定期的な会合その他の連携の場において監査実績について報告を受ける。	・前事業年度の会計監査における問題点・課題を把握する。 ・会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施	○監査役監査基準 31(会計監査) ○監査役監査基準 48(会計監査人との連携) ○会社計算規則 131 各号

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				・会計監査人の監査計画策定時又は会計監査報告に際して特定監査役等に対して通知される「会計監査人の独立性に関する事項その他の職務の遂行に関する事項」について必要に応じ会計監査人に説明を求める。 ・経営執行部門から会計監査人を不再任とすべきとの提案があった場合には、不再任の事由（会計監査人の資質、監査体制、会計処理を巡る経営執行部と会計監査人の意見の相違、監査報酬等の意見）について、客観的・具体的に把握する。	・しているか否かに留意する。 ・会計監査人の再任の検討に際しては、企業グループとしての意向にも留意する。 ・以上の要素等を併せて、現任の会計監査人の監査品質・品質管理・独立性等を判断する。	
（２）会計監査人の再任に関する情報収集・分析						
Ⅲ	5月上旬	経営執行部門・会計監査人からの報告聴取	経営執行部門 ⇔会計監査人 ⇒監査役 又は 経営執行部門 会計監査人 ⇒監査役	・監査契約の更新に向けて経営執行部門が会計監査人と協議した重要な事項がある場合には、経営執行部門から当該内容について説明を受け、意見交換を行う。 ・会計監査人から、下記の事項について説明を受け、意見交換を行う。 i) 会計監査人が経営執行部門と協議した重要な事項 ii) 会計監査人の状況と監査体制（ローテーション等の体制、監査	・業務執行社員等の交代があるときは、当該交代の方針、選任の経緯等について説明を受けるとともに、引継状況について確認する。	○会社計算規則 131（会計監査人の職務の遂行に関する事項） ○「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」（日本監査役協会、日本公認会計士協会） ○「会計監査人との連

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				法人の内部管理体制、新事業年度における会計監査人の監査体制等) iii) 会計監査人の独立性に関する事項 その他職務の遂行に関する事項 (会社計算規則 131 各号に掲げる事項)		携に関する実務指針」(会計委員会) ○監査役監査基準 32 (会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制)、35 (会計監査人の選任等) ○監査役会規則(ひな型)8 八～十三(監査役会の決議事項) ○監査役監査実施要領 5 章 2 項 ○企業会計審議会「監査基準」「監査に関する品質管理基準」 ○会社計算規則 131(会計監査人の職務の遂行に関する事項) ○公認会計士法 34 の 11 の 2 (大会社等に係る業務の制限の特例)

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
2. 再任に関する手続						
IV	5月中旬	監査役会における審議		・上記Ⅲ及び「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定めている場合はその方針に照らして、監査役会として再任するか否かを審議し、審議内容を議事録に記載する。 ・法的には不要であるが、適正手続の確保（デュー・プロセス）の観点から、監査役（会）等は会計監査人の再任について決議した旨の書面を作成し、取締役へ送付する等により、株主総会に不再任議案を提出しないことを明らかにすることが望ましい。		○会社法 344

b. 《不再任の場合》

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
1. 事前の情報収集並びに分析・意見交換						
※ 前述のとおり、会計監査人を新たに選任する場合には、検討に相応の時間を要し、検討開始時期が前年度以前となることも考えられる。下記記載の「実施時期」についても、あくまでも「遅くともこの時点までに」の趣旨で記載するものであり、可能な限り時間的余裕を確保しつつ手順を進めることが望まれる（後掲《参考 会計監査人交代に関する検討の手順例（実例に基づく時系列整理）》も参考にされたい）。						
(1) 実績のまとめ						
a. 《再任の場合》のⅠ及びⅡに同じ。						
(2) 会計監査人の不再任・選任に関する情報収集・分析						
Ⅲ	～5月上旬	経営執行部門・会計監査人からの報告聴取	経営執行部門 ⇔会計監査人 ⇒監査役 又は 経営執行部門 会計監査人 ⇒監査役	・監査役等自らの判断、又は取締役からの検討要請を受けて監査役等が不再任議案の内容を決定する場合のいずれの場合であっても、取締役・会計監査人の双方から説明を受けるとともに、見解の相違がある場合は、解消に向けた調整を行う。 ・新たな会計監査人を選任するために、経営執行部門及び会計監査人から、下記の事項について説明を受け、意見交換を行う。 i) 監査法人（又は公認会計士、以下同じ）の概要 ii) 欠格事由の有無	・定時株主総会の議案を決定する取締役会の日程を意識し、遅くとも5月上旬までにはこれらの内容を実施する。 ・不再任の事由が、会計監査人の資質にある場合、監査チーム体制にある場合、会計処理を巡る経営執行部門と会計監査人の意見の相違にある場合、監査報酬にある場合などについて、当該事由を客観的かつ具体的に把握する。	関連条文等は a. 《再任の場合》のⅢに同じ。

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				iii) 会計監査人の独立性に関する事項 その他職務の遂行に関する事項 (会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項) iv) ローテーション等の体制 v) 監査法人の内部管理体制 vi) 新事業年度における会計監査人の監査体制 vii) 監査報酬の水準、及び非監査報酬の内容・水準		
2. 不再任議案及び選任議案の決議等の手続						
IV	5月中旬	監査役会における審議・決議		・上記Ⅲに基づき、不再任事由を客観的かつ具体的に把握の上、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」を定めている場合はその方針に照らして、不再任の適否について監査役会として審議する。 ・さらに確認すべき事項がある等の結論に至った場合には、経営執行部門又は会計監査人に再確認等を行う。 ・会計監査人を不再任とする議案の内容を決定する場合には、監査役等の過半数による決議により株主総会議案の内容を決定する。審議及び決議の内容を議事録に記載する。	・特に、不再任の理由が、会計処理を巡る会社と会計監査人の意見の相違等によるものである場合は、会計監査人の独立性に対する圧力や計算関係書類の適正性等に関して重要な問題が存在する場合もあるので、事実関係を十分に調査・確認する必要がある。	○ 会 社 法 344 ③、 340

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
				監査役等が決定した議案の内容は、取締役が株主総会に議案として提出し、株主総会参考書類を作成する必要があるため、書面によって、取締役に通知することが望ましい。		
3. 選任議案の決議後の手続（選任の手続等）						
V	5月中旬～下旬	取締役会における株主総会議案提出の決議		取締役会において、現在の会計監査人の不再任議案及び新たな会計監査人の選任議案が株主総会に提出する議案として適正に決議されることを確認する。		
VI	6月中旬～月末	株主総会における選任決議		- 株主総会参考書類において、必要な記載事項が適正に記載されているか、確認する。 - 株主総会において、現在の会計監査人の不再任議案及び新たな会計監査人の選任議案が適正に決議されることを確認する。	- 会計監査人を不再任とする場合には、後任の会計監査人への引継状況について確認する。 - 必要に応じて引継が十分に行われるよう会計監査人に求める。	○会社法 329(選任)、298(株主総会の招集決定)、309①(株主総会の決議)、344 ○施行規則 77(会計監査人選任議案)、81(会計監査人解任・不再任議案)、126(会計監査人設置会社の事業報告記載事項)

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
VII	6月中旬 ～月末	選任後の手続	経営執行部門 ⇔会計監査人 ⇒監査役	・監査法人が選任された場合には、速やかにその社員の中から会計監査人の職務を行うべき者が選定され、会社へ通知されていることを経営執行部門に確認する。 ・新たな会計監査人の氏名又は名称が、2週間以内に会社の本店所在地に登記されたことについて、経営執行部門から報告を受ける。	・会計監査人の登記手続が行われたことを確認する。	○会社法 337(会計監査人の資格)、911③十九(登記)、915(変更登記)、976 一(登記違反) ○商業登記法 54②③(取締役等の変更の登記)

《参考 会計監査人交代に関する検討の手順例（実例に基づく時系列整理）》

※下記は、自社方針に基づき現任会計監査人の評価にかかわらず就任後一定年数経過時点で入札を実施する（検討を行う時期が事前に明らかな）ケースを基にした例示である点に留意されたい。また、時期は3月決算会社を前提としたものであり、あくまでも目安である。

時期	対応
前年 7 月（定時株主総会后）	①監査役会における検討開始 監査役会において交代の検討対象を議論（※1）
～8 月下旬	②監査法人への依頼（事前準備含む） 提案依頼書（※2）を作成し、各監査法人に対して入札を呼び掛け（提案書の作成を依頼）
10 月下旬	③監査法人側からの提案 各監査法人から提案書の提出とプレゼンテーションを受ける
～11 月下旬	④提案に対する社内での評価（※3） 各監査役、執行側（経理財務部門、内部監査部門）がそれぞれに提案に対する評価を実施し、結果を監査役会に提出
12 月上旬	⑤監査役会での選定 各監査役及び執行側の評価結果を踏まえ、監査役会において審議し、新会計監査人候補を選定
12 月中旬	⑥選定結果の通知 取締役会において選定結果を報告するとともに、会計監査人候補の評価方法及び評価結果について説明。各監査法人にも選定結果を通知
交代年 1 月	⑦新旧会計監査人間での引継の開始（※4）
以降、監査役会における議案の決議、取締役会における株主総会議案提出の決議、株主総会における選任決議等の手続等（前記Ⅳ～Ⅶ参照）	

（※1）

- ・検討対象とする監査法人の範囲（四大監査法人のみ or 準大手も対象とする、等）
- ・社外役員に会計士がいる場合、所属経験がある法人を対象とするか等、独立性に留意

（※2）

- ・自社の評価・選定指針や本指針も参考にする
- ・執行側と協議しつつ作成することが重要
- ・依頼に際し、積極的な自社情報の提供や、自社事情に基づくニーズ（提案希望項目）を設定することでより具体的な提案を引き出すことも有用（例：グループ体制、海外事業展開、M&A、DX 等、特に監査法人からの提案・助言を望む要素を特定）

（※3）

- ・評価期間の設定は要検討（1 年間確保した実例もあり）
- ・評価方法（重視するポイントは何か、優劣の決定方法）については予め確立しておくことが必要（例：評価項目を設定し、項目ごとに点数、順位を決定。項目例としては、監査法人の概要、品質管理体制、独立性、監査の実施体制、監査報酬見積額等（提案依頼書への記載を求めた項目）。自社の評価・選定指針や本指針も参考にする）

（※4）

- ・新旧会計監査人間での引継については、なるべく早期（例：内定（選定結果の通知）後から）開始することが有用
- ・旧会計監査人との間で法人交代時点までの業務引継契約を締結。交代直後は自社サイド（経理財務部門）の負担増が想定されるため、負担軽減の観点から新旧会計監査人との円滑な業務引継ぎに関する協議を行うことが有用

c. 《辞任の場合》

※会計監査人の辞任時の対応は、辞任申出の時期により異なる。

会計監査人の辞任により、会計監査人が欠ける又は定款で定めた員数に欠けることとなる場合で、その退任が株主総会開催日又は近い時期の場合は、当該株主総会で新たな会計監査人の選任が必要となり、また、期中の退任で遅滞なく会計監査人の選任ができない場合は、監査役（会）が一時会計監査人を選任しなければならない（会社法 346④）。

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
1. 辞任理由の把握と対応						
I		辞任理由の把握	経営執行部門 ⇒会計監査人 ⇒監査役 又は 経営執行部門 会計監査人 ⇒監査役	会計監査人の辞任申し出の理由が、会計監査人が公認会計士法等に抵触の場合や品質管理その他の内部体制の問題等の会計監査人側に起因するものか、会計処理や会社のリスクマネジメントをめぐる会社との意見の相違、監査報酬等の不満等によるものか、などについて客観的、具体的に把握し、対応する。	会計監査人の辞任の理由が会計処理をめぐる会社との意見の相違等によるものである場合は、計算関係書類の適正性等に関して重要な問題が存在する可能性があり、また、その場合は、後任の会計監査人の選任に対しても大きな影響を与える可能性がある。	会社法 330
II		辞任理由に応じた対応の検討	経営執行部門 ⇒監査役	事実関係を調査し、必要と判断した場合には、適切な会計処理が行われるよう取締役と協議する。		
2. 後任の会計監査人選任の検討						
III	～5月上旬	経営執行部門・会計監査人からの報告聴取	《不再任の場合》IIIにおける新たな会計監査人の選任議案の場合に同じ。			

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
3. (必要な場合のみ) 一時会計監査人の選任の手続						
IV		一時会計監査人の選任	監査役会	・会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役会が一時会計監査人を選任する。 ・監査役会は、経理・会計部門等と連携し、一時会計監査人の候補を選び、当該候補に関しⅢと同様の情報収集・分析を行い、監査役会を開催・審議し、一時会計監査人を選任する。 ・一時会計監査人を選任した場合は、その氏名又は名称につき2週間以内に会社の本店所在地に登録されたことについて、経営執行部門から報告を受ける。	・定時株主総会直後に会計監査人が欠けた場合で、近く臨時株主総会の開催予定がない場合等のように、株主総会での選任を待てない場合は監査役会が一時会計監査人を選任する。 ・選任の時期については、監査役会の選任手続及び一時会計監査人の受託可否の検討時間等相応の時間を勘案して手続に着手する。 ・一時会計監査人を選任した場合は、その後の最初の株主総会で新しい会計監査人を選任するため、前述の選任の手続に移行する。	○会社法 346④⑤⑥⑦ (一時会計監査人の選任)、976 二十二 (選任違反)、911③ 二十(登記)、976 一 (登記違反) ○監査役監査実施要領 5章1項
3. 選任議案の決議等の手続						
V	5月中旬	監査役会における審議・決議	《不再任の場合》Ⅳにおける新たな会計監査人の選任議案の場合に同じ。			

プロセス	実施時期	実施項目	対象	実施内容	留意点等	関連条文等
4. 選任議案の決議後の手続（選任の手続等）						
VI	5月中旬 ～下旬	取締役会における株主総会議案提出の決議		《不再任の場合》Vにおける新たな会計監査人の選任議案の場合に同じ。		
VII	6月中旬 ～月末	株主総会における選任決議		《不再任の場合》VIにおける新たな会計監査人の選任議案の場合に同じ（ただし、辞任について会計監査人による意見、理由等の陳述、参考書類や事業報告への記載等が適切に行われているかを確認）。		《不再任の場合》VII記載の条文のほか、 ○会社法 345 ○施行規則 81 三
VIII	6月中旬 ～月末	選任後の手続		《不再任の場合》VIIに同じ。		

d. 《解任の場合》

※会計監査人の解任時の対応は、株主総会決議による解任であるか、監査役等による法定事由に基づく解任であるかにより異なる。

d-1-ア 定時株主総会での決議

株主総会における会計監査人の退任決議は、任期満了であれば不再任決議である（→《不再任の場合》）。

d-1-イ 任期途中での決議（臨時株主総会）

臨時株主総会を開催する場合の手続も基本的に不再任の場合と同様である。ただし、正当な理由がなく解任された会計監査人は解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

d-2 監査役等による法定事由に基づく解任

会計監査人に、職務上の義務違反・職務懈怠・非行・心身の故障により職務の執行に支障があり又は職務に堪えない場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任できる。この制度は、株主が多数の場合には会計監査人の解任のため臨時株主総会を開催することは容易でないことから設けられたものである。会計監査人を解任した場合には、監査役会が定めた（監査役の互選により定めた）監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、その旨及び解任の理由を報告する。

以上

【第 44 期 会計委員会】

(敬称略、肩書は検討当時のもの)

※2017 年 10 月 13 日付改定版の検討メンバー

委員長	岡田 譲治	三井物産(株) 常勤監査役
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
専門委員	住田 清芽	日本公認会計士協会 常務理事
委員	中津川 昌樹	トヨタ自動車(株) 常勤監査役
委員	増山 洋一	札幌交通機械(株) 監査役
委員	田村 康生	関西電力(株) 常任監査役
委員	奥住 良一	(株)新銀行東京 常勤監査役
委員	中村 豊明	(株)日立製作所 取締役監査委員
委員	皆川 邦仁	(株)リコー 常勤監査役
委員	永田 雅仁	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局補佐	岩崎 淳	公認会計士・税理士・不動産鑑定士
事務局	福嶋 繁之	(公社)日本監査役協会
事務局	佐藤 秀和	(公社)日本監査役協会
事務局	三谷 英隆	(公社)日本監査役協会

【第 42 期 会計委員会】

(敬称略、肩書は検討当時のもの)

※2015 年 11 月 10 日付初版の検討メンバー

委員長	三好 崇司	(株)日立製作所 取締役監査委員長
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
委員	麻野 浅一	協立運輸倉庫(株) 監査役
委員	中津川 昌樹	トヨタ自動車(株) 常勤監査役
委員	村上 元則	三井物産(株) 常勤監査役 ※
委員	古田 芳浩	パナソニック(株) 常任監査役
委員	木下 秀明	東洋エンジニアリング(株) 常勤監査役
委員	佐野 光生	ソフトバンク(株) 常勤監査役 ※
委員	増山 洋一	(株)北海道ジェイ・アール商事 監査役
委員	黒川 康	JFEホールディングス(株) 常勤監査役
委員	永田 雅仁	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局補佐	岩崎 淳	公認会計士・税理士・不動産鑑定士
※の委員は、期中辞任		
事務局	佐藤 秀和	(公社)日本監査役協会
事務局	中村 光宏	(公社)日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会
Japan Audit & Supervisory Board Members Association
<https://www.kansa.or.jp/>

本 部	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 TEL 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 TEL 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区栄 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 TEL 052 (204) 2131 (代)
九州支部	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-8-10 九勸末広通りビル 3 階 TEL 092 (433) 3627 (代)